

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月8日
【計算期間】	第13特定期間（自 平成24年5月11日 至 平成24年11月12日） （第25期から第26期 G S 日本株・プラス（円コース）） （第71期から第76期 G S 日本株・プラス（通貨分散コース））
【ファンド名】	G S 日本株・プラス（円コース） G S 日本株・プラス（通貨分散コース）
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

GS日本株・プラス（円コース）：主として「ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）への投資を通じて、日本の上場株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

GS日本株・プラス（通貨分散コース）：主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本の上場株式へ投資に加え通貨・金利取引による複数の通貨への分散投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

< GS日本株・プラス（円コース） >

商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単字型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドいいます。
- ・国内...投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・株式...投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （ ） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり （ ） なし	日経225 TOPIX その他（ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 ?絶対収益追求型 その他 （ ）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産（投資信託証券（株式））...目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年4回...目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・日本...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド...目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

< GS日本株・プラス（通貨分散コース） >

商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単字型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 (通貨運用型)

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- 追加型...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 内外...投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 資産複合...投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 特殊型(通貨運用型)...投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法(通貨運用型)の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 投資信託証券(資産 複合(株式、通貨)資 産配分固定型) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 ?絶対収益追求型 その他 (通貨運用型)

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、通貨)資産配分固定型))...目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式および通貨を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
- 年12回(毎月)...目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
- 日本...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファミリーファンド...目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- 為替ヘッジなし...目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。
- その他(通貨運用型)...本ファンドでは日本株式の運用に加えて通貨スワップや為替予約等の通貨・金利取引を利用した通貨運用を行います。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「GS日本株・プラス」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

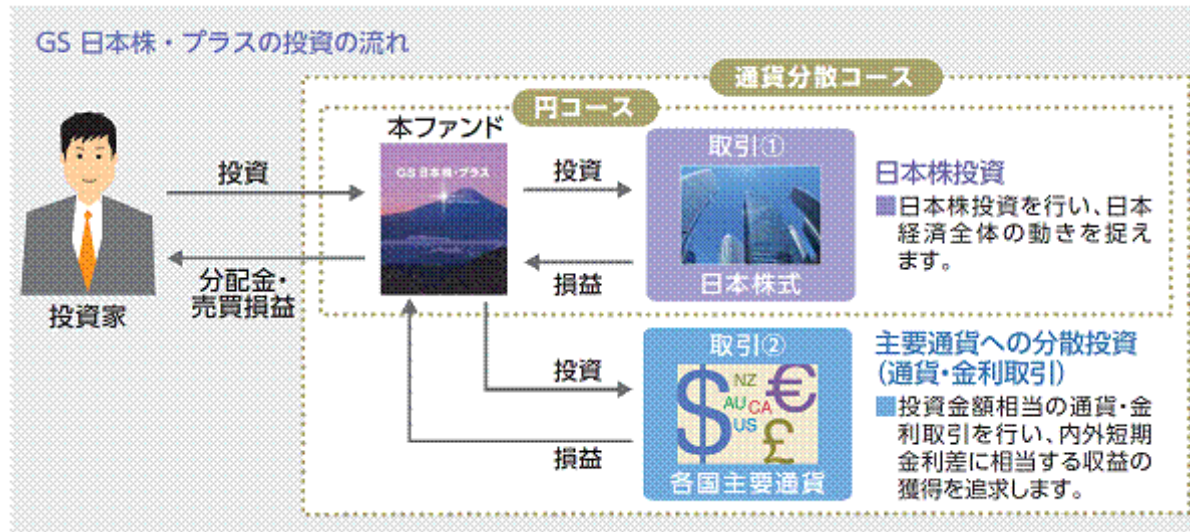
委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、円コースおよび通貨分散コースそれぞれについて、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上

記の限度額を変更することができます。

G S 日本株・プラス（円コース）に、3ヵ月分配型と付記することがあります。また、G S 日本株・プラス（通貨分散コース）に、毎月分配型と付記することがあります。

<ファンドのポイント>

本ファンドは、「円コース」と「通貨分散コース」の2つのコースがあります。



上記の通貨・金利取引（スワップ取引や為替予約取引等）は、為替相場変動の影響および金利差の変動の影響を受ける代わりに、日本円と複数の主要通貨の短期金利差に相当する収益を受取る取引を指します。日本円が相対的に円高になった場合、あるいは日本円と複数の主要通貨との短期金利差が縮小・逆転した場合には、損失が発生する可能性があります。また、通貨・金利取引については、為替相場の動向によっては損失が発生する場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。上記ではマザーファンドの記載を省略しています。マザーファンドは、TOPIXとの連動を維持しながら、長期的にTOPIXを上回る運用成果を追求します。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。）に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、日本株式の運用（デリバティブ取引に係る運用を含みます。）を行います。

< 円コースの特徴 >

1. 国内の上場株式を主要投資対象とした運用を行います。
2. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）との連動性を維持しながら、長期的にベンチマークを上回る運用成果（プラスアルファ）を目指します。
3. 3ヵ月毎に決算を行い、配当等収益や株式の値上がり益を中心に最大で年4回収益分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

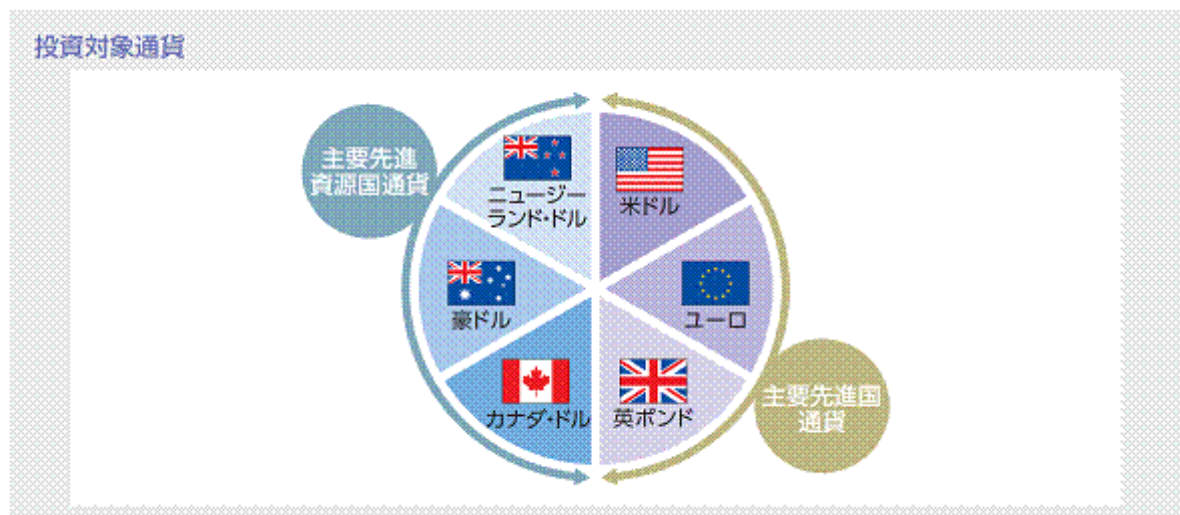
< 通貨分散コースの特徴 >

1. 国内の上場株式を主要投資対象とした運用を行うと同時に、通貨スワップや為替予約等の通貨・金利取引を活用して複数の主要通貨への分散投資を行うことにより、内外短期金利差に相当する収益の獲得を追求します。
2. 株式運用部分においては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、TOPIX（東証株価指数）との連動性を維持しながら、長期的にこれを上回る運用成果（プラスアルファ）を目指します。
3. 毎月決算を行い、原則として利子・配当等収益を中心に収益分配を行います。最大で年4回、株式の値上がり益や為替の評価益等も加えて分配を行う場合があります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

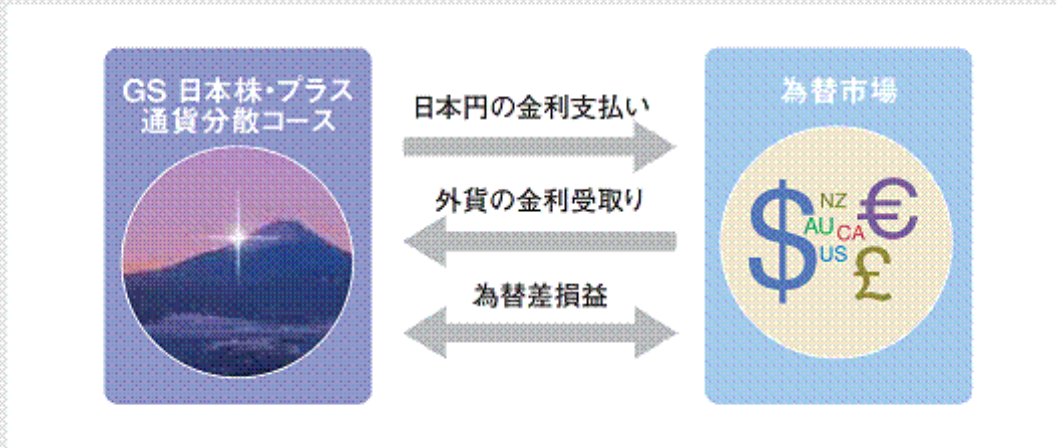
< 通貨の分散投資（通貨分散コース） >

通貨分散コースでは、通貨スワップや為替予約等の通貨・金利取引を用いて日本円を売り、複数の通貨（米ドル、ユーロ、英ポンド、カナダ・ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドル）を買う分散投資を行います。原則として、各通貨の組入れは均等配分とします。



(2012年11月末現在)

通貨・金利取引の概念図



※通貨・金利取引（スワップ取引や為替予約取引等）は、為替相場変動および金利差の変動の影響を受ける代わりに、日本円と複数の主要通貨の短期金利差（海外の短期金利－国内の短期金利）に相当する収益を受け取る取引を指します。日本円が相対的に円高になった場合、あるいは日本円と複数の主要通貨との短期金利差が縮小・逆転した場合には、損失が発生する可能性があります。

※投資対象通貨は将来変更される可能性があります。また、必ずしも投資するとは限りません。

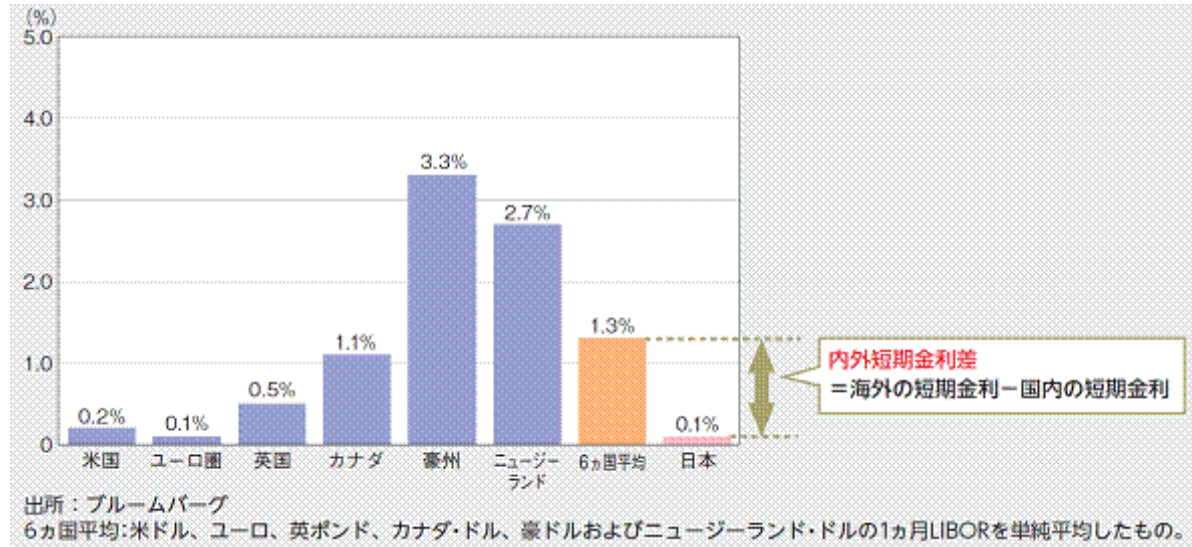
※通貨・金利取引には取引コストがかかります。また、通貨・金利取引には、為替変動による損益が伴うほか、内外短期金利差の変動による影響を受けます。外貨金利の方が常に円金利より高いとは限りません。

< 内外短期金利差について（通貨分散コース）>

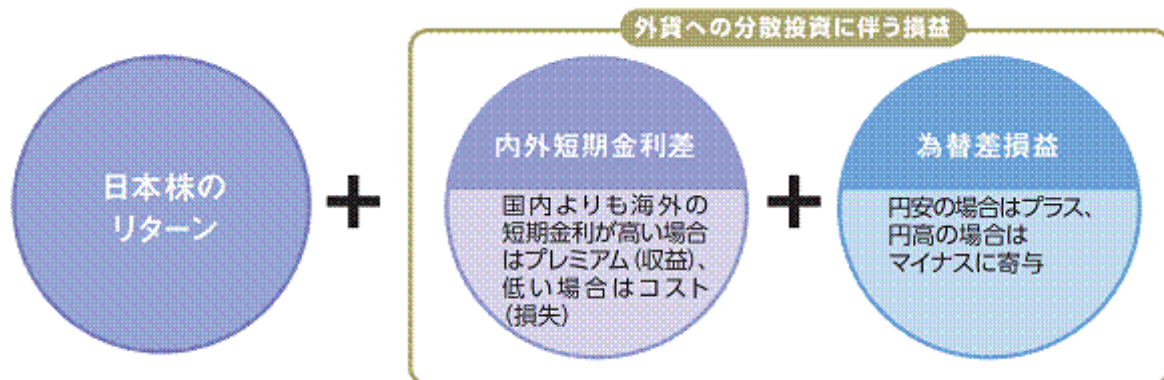
通貨分散コースでは、日本株投資からの収益に加え、内外短期金利差に相当する金利収入や、為替相場の変動による差益の獲得を追求します。

内外短期金利差は、国内よりも海外の短期金利が高ければプレミアム（収益）、低い場合はコスト（損失）になります。なお、相対的に円高になった場合や日本円の短期金利が上昇して内外短期金利差が縮小または逆転した場合でも、複数の外貨への分散投資を行います。

日本と主要国の短期金利比較（2012年11月末現在の各国1ヵ月LIBOR）



日本株と外貨に同時に投資した場合の効果

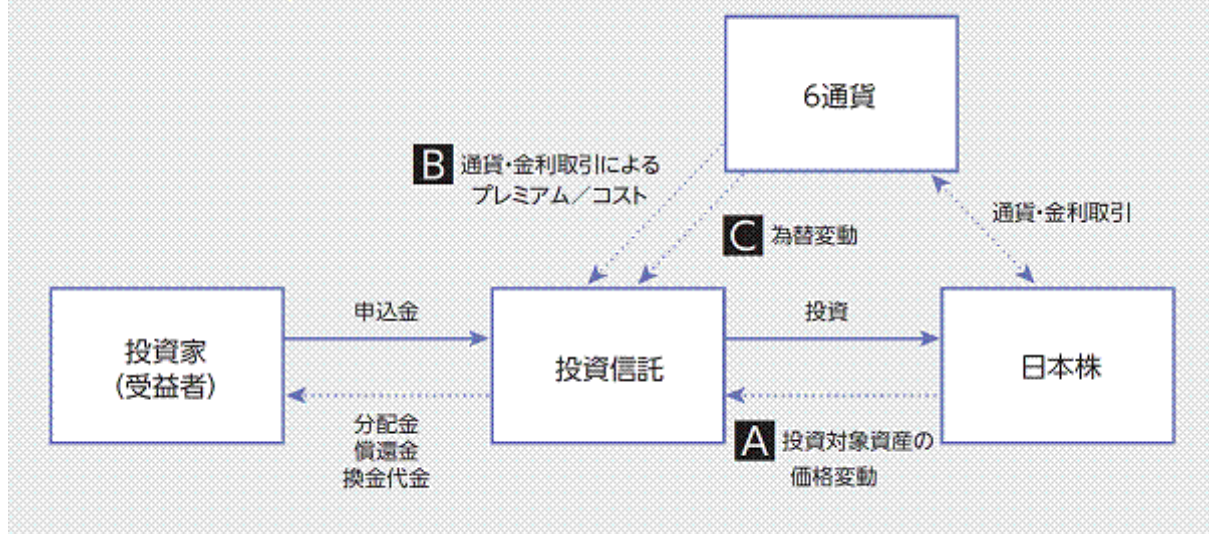


通貨分散コースは「為替変動リスク」「内外短期金利差に関するリスク」などのリスクがあります。詳しくは後記「3. 投資リスク」をご覧ください。

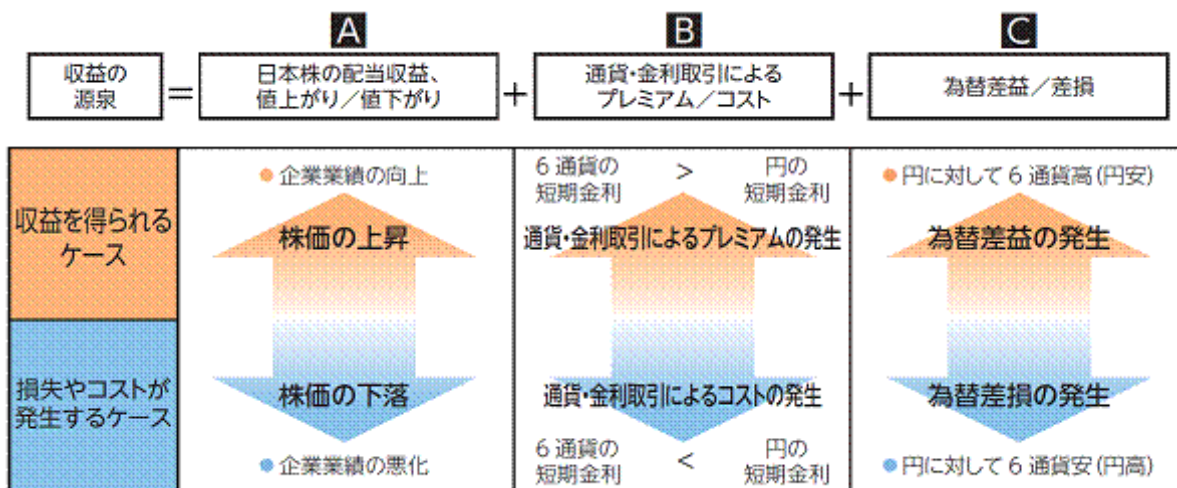
本ファンドの収益のイメージ

通貨分散コースは、日本株の運用に加えて、通貨・金利取引による複数の通貨（米ドル、ユーロ、英ポンド、カナダ・ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドルの6通貨）運用も行います。

通貨分散コースの投資信託のイメージ図



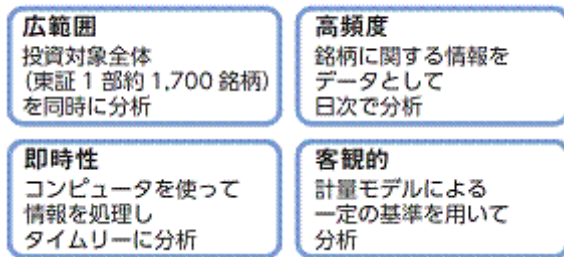
通貨分散コースの投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。



< ファンドの運用（両コース共通） >

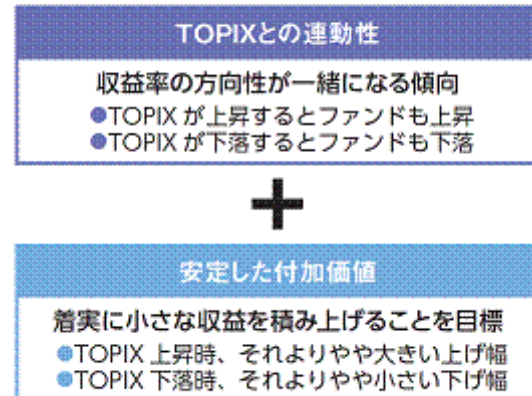
本ファンドの運用は、G S A Mニューヨークの計量投資戦略グループが担当します。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用が行われます。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、投資対象が市場全体と広い本ファンドの運用には最適な運用手法であると考えます。

大量の情報分析能力に強みがある計量運用



投資対象となる銘柄を相対評価(魅力度を点数化)し
個別銘柄選択による付加価値を追求

市場連動性の維持と安定した付加価値の追求が両輪



上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的・恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証はありません。

多様な視点からの銘柄評価に基づき、安定した付加価値を追求します。

銘柄選択の6つの評価基準

1 バリュウ 企業の財務データと現在の株価を比較し、割安な銘柄を評価します。	4 マネジメント 企業の経営・財務戦略を包括的に評価対象とし、利益予想が的確に行われているなどの特徴をもつ企業を評価します。
2 センチメント アナリストによる業績予想が上方修正された銘柄を評価します。	5 収益性 資本を有効に活用して収益を上げている銘柄を評価します。
3 モメンタム 過去の一定期間において、株価の推移が他の銘柄と比較して堅調な銘柄を評価します。	6 クオリティ キャッシュ・フローを伴うなど利益の質の高い銘柄を評価します。

本ファンドは6つの銘柄評価基準によって、個別銘柄選択を行います。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定した付加価値を追求します。

6つの銘柄評価基準についての各記述部分は、それぞれの評価基準に含まれる評価対象項目の例を示しています。

上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的・恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証はありません。

（２）【ファンドの沿革】

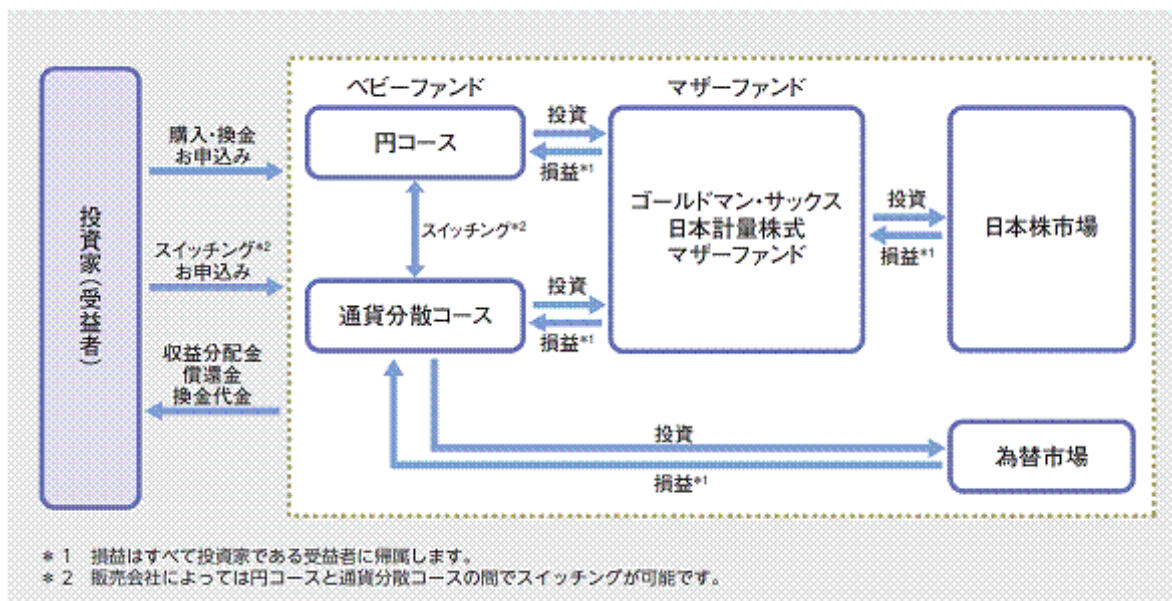
本ファンドの信託設定日は2006年6月14日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2000年11月30日であり、同日より運用を開始しました。

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けています。

c．受託会社（みずほ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

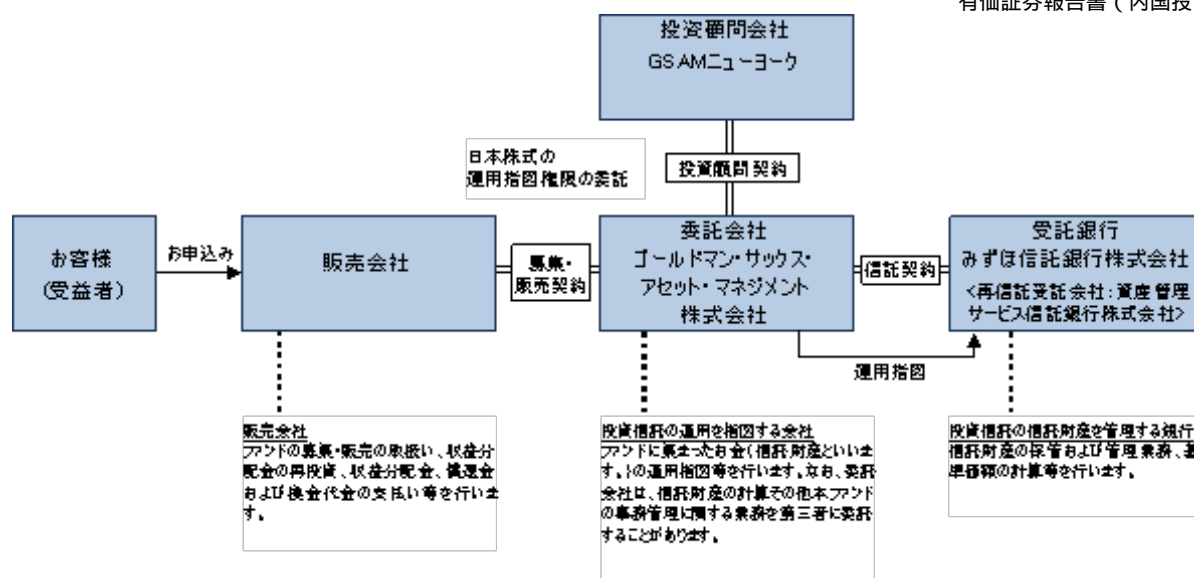
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2012年6月末現在、グループ全体で7,161億米ドル（約56.8兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*} 米ドルの円貨換算は便宜上、2012年6月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝79.31円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウエスト・ストリート200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウエスト・ストリート200番地	64	1

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

<円コース>

- ・主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。株式への実質投資割合（マザーファンドおよび円コースの現物投資および有価証券先物取引等を含みます。）は、原則として高位に保ちます。
- ・TOPIX（配当なし）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を獲得することを目的とします。
- ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な評価基準に基づいて銘柄選択を行うことにより、グロース相場、バリュース相場といったさまざまな市場局面においても安定した付加価値の獲得を追求します。
- ・投資状況に応じ、マザーファンドと同様に株式等への直接の投資により運用を行うこともあります。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

<通貨分散コース>

- ・主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- ・信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。マザーファンドの株式への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ・通貨分散コースでは、スワップ取引、為替予約取引等のデリバティブ取引を用いて、日本円と米ドルその他の通貨間の短期金利差から得られる収益機会を追求します。
- ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な評価基準に基づいて株式の銘柄選択を行うことにより、グロース相場、バリュース相場といったさまざまな市場局面においても安定した付加価値の獲得を追求します。
- ・投資状況に応じ、マザーファンドと同様に株式等への直接の投資により運用を行うこともあります。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・TOPIXを運用上のベンチマークとし、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により銘柄選択等を行い、付加価値の追求を目指します。ここでいう「TOPIX（Tokyo Stock Price Index、東証株価指数）」とは、東京証券取引所第一部全銘柄基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。なお、TOPIXには、配当を含む指数と配当を含まない指数がありますが、本マザーファンドのベンチマークとしては、配当を含まない指数を採用しております。
- ・企業業績情報等を取り入れ、株式の割高・割安を的確に把握するよう努め、投資判断に役立てます。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)	別に定める取り決めに基づき 当事者間で支払われるものと し、信託財産からの直接的な 支弁は行いません。

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限りません。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券(信託約款第21条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMニューヨークを含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
22. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. の証券および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすること。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない公社債または借入れた公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。

5. <円コース>

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）を行うことの指図をすること、ならびにわが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。

<通貨分散コース>

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。

6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備する

ために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

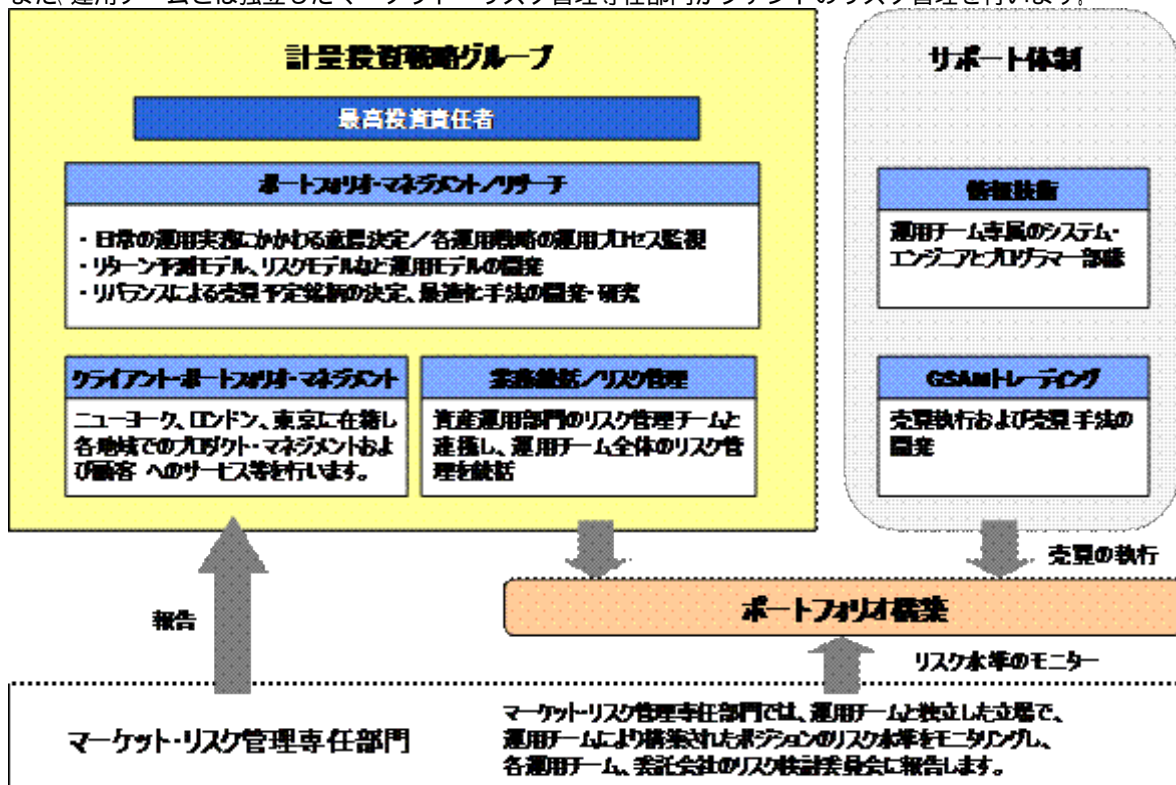
(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが担当します。
また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

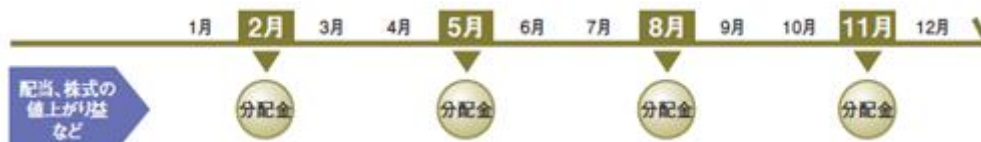
c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

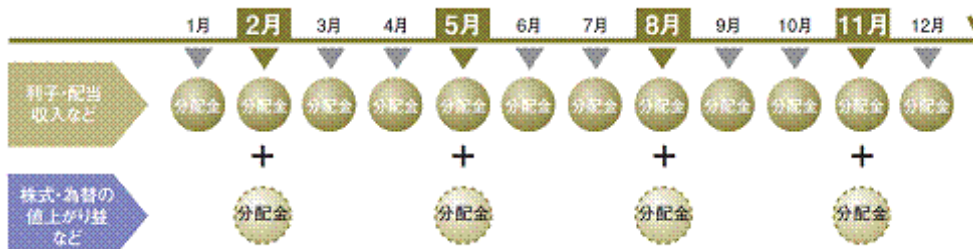
<円コース（3ヵ月決算）>

2006年8月10日以降、3ヵ月毎の決算時（毎年2月10日、5月10日、8月10日および11月10日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、配当や株式の値上がり益を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



<通貨分散コース（毎月決算）>

2006年8月10日以降、毎月決算を行い、毎決算時（毎月10日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、利子・配当等収益を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。基準価額水準や市況動向等によっては、最大で年4回（毎年2月、5月、8月、11月の決算時）、株式の値上がり益や為替の評価益等も勘案して分配を行う場合があります。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。なお、日本円の短期金利が上昇して内外短期金利差が縮小または逆転した場合には、分配を行わない場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

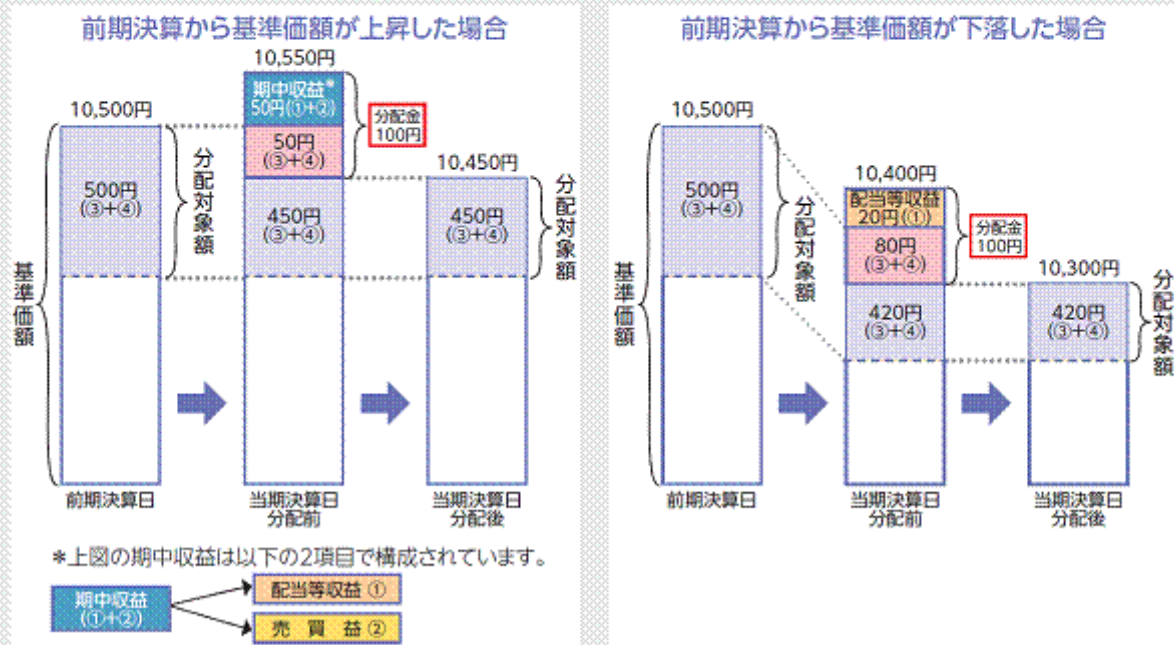


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額は、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

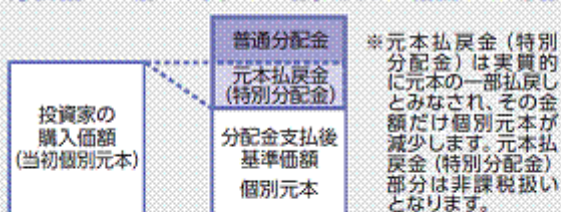


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

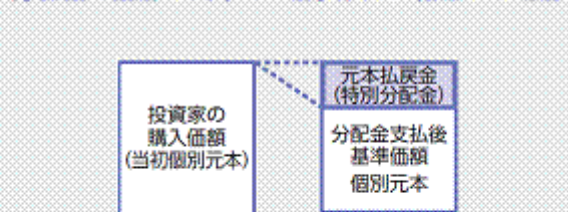
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限**<円コース>**

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則として、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
8. 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
9. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

<通貨分散コース>

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則として、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
8. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
9. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 信用取引の指図および範囲（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第27条）
信用取引の指図は、売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
信託財産の一部解約等の事由により上記の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
2. 公社債の空売りの指図および範囲（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第28条）
信託財産において有さない公社債または借入れた公社債を売り付けることの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための

指図をするものとします。

3. 公社債の借入れの指図および範囲（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第29条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

4. 先物取引等の運用指図（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第30条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ））
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

5. スワップ取引の運用指図（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第31条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第32条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付の指図および範囲（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第33条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（円コース 信託約款第35条、通貨分散コース 信託約款第34条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9. 外国為替予約の運用指図（円コース 信託約款第36条、通貨分散コース 信託約款第35条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファン

ドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10. 資金の借入れ(円コース 信託約款第43条、通貨分散コース 信託約款第42条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして、以下のものが挙げられます。

1. 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）＜円コース/通貨分散コース 共通＞

本ファンドは、日本株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 為替変動リスク ＜通貨分散コース＞

通貨分散コースは、内外短期金利差収益の獲得を目的として円を売建てる為替予約取引等を行います。したがって通貨分散コースへの投資には為替変動リスクが伴います。為替変動の影響を直接的に受けるため、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

日本株式の価格と6通貨の対円での為替レートは、市場環境によっては同時に下落する場合があります。これにより、通貨分散コースの基準価額がより大幅に下落する可能性があります。世界市場の混乱や急激な変動、経済危機等により、市場参加者がリスク回避傾向を強めた場合等において、このような状況が生じる場合があります。

また、為替および金利の動向によっては、為替予約取引等に伴うコストが想定以上に発生することがあります。この場合のコストとは、概ね売建てる円の金利と買建てる通貨の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が得られますが、円の金利の方が高い場合、この金利差分収益が低下します。なお、通貨分散コースは円建てですので、為替取引を通じて獲得を目指す内外短期金利差収益は、最終的に円に転換されます。したがって、為替相場が相対的に円高になれば、最終的な円表示での受取り金利の額は減少します。

3. 内外短期金利差に関するリスク ＜通貨分散コース＞

通貨分散コースは、日本円短期金利を支払い、米ドルをはじめとする複数の通貨の短期金利を受取る取引を行います。したがって、日本円の短期金利と米ドルをはじめとする複数の通貨の短期金利との差が相対的に縮小しあるいは日本円の短期金利が相対的に高くなれば、差引きの結果として受取ることができる金利収入が減少し、あるいは支払い金利の額が受取り金利の額より大きくなる場合があります。

4. 株式の流動性リスク ＜円コース/通貨分散コース 共通＞

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

5. 取引先に関するリスク

＜円コース＞

有価証券の貸付、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

＜通貨分散コース＞

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

6. デリバティブ取引に関するリスク ＜通貨分散コース＞

本ファンドは、運用においてスワップ等のデリバティブ取引を投資収益を上げる目的で利用します。デリバティブの運用には、本ファンドが損失を被るリスクを伴います。さらに、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、投資収益を上げる目的で積極的に用いますが、実際の価格変動が委託会社や投資顧問会社の見通しと異なった場合に

は、本ファンドが損失を被るリスクを伴います。また、デリバティブ取引を取り扱う金融機関等の数が限られることから、有利な取引条件を選択する機会が限られる場合、あるいは取引が行えない場合があります。

7. 市場の閉鎖等に伴うリスク <円コース/通貨分散コース 共通>

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる場合があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) ベンチマークに関わる留意点

円コースは、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして運用を行い、長期的にこれを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般にファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(g) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、円コースおよび通貨分散コースそれぞれについて信託財産の受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、当該コースを終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことで、かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- (a) 3.675%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、円コースの場合、取得申込日の基準価額、通貨分散コースの場合、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03 (6437) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 販売会社によっては円コースと通貨分散コースの間でスイッチング（乗換え）ができます。^{*}下記のスイッチングにより本ファンドをお求めいただく場合には、取得する口数について通常より減免された申込手数料でお取扱いいたします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に、スイッチングにより換金されるコースに対し税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、後記「(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、円コースおよび通貨分散コースの各コースの受益者が当該コースの受益権の一部解約金（手取額）をもってその支払いを行った販売会社で当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合で、かつ、取得する口数について通常より減免された申込手数料でお取扱いする場合があります。

^{*} 販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。また、販売会社により、円コースもしくは通貨分散コースのいずれかのコースのみの取扱いとなる場合があります。この場合、円コースと通貨分散コース間でのスイッチングはできません。

- (c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に、円コースは年率1.26%（税込）、通貨分散コースは1.575%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

	委託会社	販売会社	受託銀行
円コース	年率0.5775% （税込）	年率0.6300% （税込）	年率0.0525% （税込）
通貨分散コース	年率0.7245% （税込）	年率0.7875% （税込）	年率0.0630% （税込）

なお、委託会社の報酬には、GSAMニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用

の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10.147% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10.147% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10.147% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2014年1月1日以降は、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となる予定です。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課

税(円コースについては配当控除の適用がありますが、通貨分散コースについては配当控除の適用はありません。)

または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2013年1月1日以後：10.147% (所得税7.147%、地方税3%)

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2013年1月1日以後：7.147% (所得税7.147%)

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315% (所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

なお、円コースについては益金不算入制度が適用されますが、通貨分散コースについては益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2013年1月1日以後：10.147% (所得税7.147%、地方税3%)

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2013年1月1日以後：7.147% (所得税7.147%)

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315% (所得税15.315%)

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<GS 日本株・プラス(円コース)>

(2012年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		345,764,734	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		218,195	0.06
合計(純資産総額)		345,546,539	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<GS 日本株・プラス(通貨分散コース)>

(2012年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		4,091,026,244	88.75
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		518,470,723	11.25
合計(純資産総額)		4,609,496,967	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド>

(2012年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	6,844,797,960	95.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		299,057,695	4.19
合計(純資産総額)		7,143,855,655	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

<GS 日本株・プラス(円コース)>

【投資有価証券の主要銘柄】

(2012年11月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス日本計 量株式マザーファンド	401,818,401	0.8019	322,218,176	0.8605	345,764,734	100.06

種類別及び業種別投資比率

(2012年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

(2012年11月30日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2012年11月30日現在)

該当事項はありません。

<GS 日本株・プラス(通貨分散コース)>

投資有価証券の主要銘柄

(2012年11月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス日本計 量株式マザーファンド	4,754,243,166	0.8019	3,812,427,594	0.8605	4,091,026,244	88.75

種類別及び業種別投資比率

(2012年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	88.75
合計	88.75

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

(2012年11月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

(2012年11月30日現在)

資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	東京証券取引所	東証株価指数先物	買建	54	日本円	389,610,000	421,740,000	421,740,000	9.15

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

参考情報

<ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(2012年11月30日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	909,200	350.00	318,220,000	377.00	342,768,400	4.80
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	108,800	2,371.00	257,964,800	2,654.00	288,755,200	4.04
3	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	94,000	2,214.00	208,116,000	2,470.00	232,180,000	3.25
4	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	726,000	234.00	169,884,000	250.00	181,500,000	2.54
5	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	410	431,000.00	176,710,000	442,000.00	181,220,000	2.54
6	日本	株式	エーザイ	医薬品	45,900	3,365.00	154,453,500	3,460.00	158,814,000	2.22
7	日本	株式	三井物産	卸売業	136,200	1,091.42	148,652,617	1,139.00	155,131,800	2.17
8	日本	株式	オリックス	その他金融業	17,570	7,970.00	140,032,900	8,270.00	145,303,900	2.03
9	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	52,500	2,358.00	123,795,000	2,732.00	143,430,000	2.01
10	日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機器	98,000	1,337.00	131,026,000	1,463.00	143,374,000	2.01
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	90,500	1,437.00	130,048,500	1,561.00	141,270,500	1.98
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	166,900	786.00	131,183,400	824.00	137,525,600	1.93
13	日本	株式	日本航空	空運業	34,900	3,810.00	132,969,000	3,790.00	132,271,000	1.85
14	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	37,100	3,085.00	114,453,500	3,535.00	131,148,500	1.84
15	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	18,200	6,584.98	119,846,770	6,530.00	118,846,000	1.66
16	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	48,500	2,127.00	103,159,500	2,436.00	118,146,000	1.65
17	日本	株式	住友商事	卸売業	112,800	1,013.00	114,266,400	1,023.00	115,394,400	1.62
18	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	35,700	2,768.00	98,817,600	3,090.00	110,313,000	1.54
19	日本	株式	青山商事	小売業	72,100	1,358.00	97,911,800	1,499.00	108,077,900	1.51
20	日本	株式	TDK	電気機器	32,400	2,768.00	89,683,200	3,225.00	104,490,000	1.46
21	日本	株式	第一三共	医薬品	81,600	1,192.00	97,267,200	1,272.00	103,795,200	1.45
22	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	112,400	817.00	91,830,800	889.00	99,923,600	1.40
23	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	26,700	3,660.00	97,722,000	3,685.00	98,389,500	1.38
24	日本	株式	日立製作所	電気機器	203,000	407.00	82,621,000	476.00	96,628,000	1.35
25	日本	株式	イオンクレジットサービス	その他金融業	56,600	1,669.00	94,465,400	1,611.00	91,182,600	1.28
26	日本	株式	資生堂	化学	73,900	1,075.00	79,442,500	1,195.00	88,310,500	1.24
27	日本	株式	住友重機械工業	機械	251,000	299.00	75,049,000	346.00	86,846,000	1.22
28	日本	株式	日本梱包運輸倉庫	陸運業	77,100	913.00	70,392,300	1,013.00	78,102,300	1.09
29	日本	株式	日本電産	電気機器	15,200	5,080.00	77,216,000	5,000.00	76,000,000	1.06
30	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	564,900	122.00	68,917,800	132.00	74,566,800	1.04

種類別及び業種別投資比率

(2012年11月30日現在)

国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
国内	鉱業	2.54
	建設業	0.78
	食料品	6.02
	繊維製品	0.22
	化学	5.66
	医薬品	5.71
	石油・石炭製品	0.08
	ゴム製品	0.37
	ガラス・土石製品	0.66
	鉄鋼	0.10
	非鉄金属	1.64
	金属製品	0.26
	機械	2.99
	電気機器	6.00
	輸送用機器	11.61
	精密機器	0.10
	その他製品	0.78
	電気・ガス業	1.45
	陸運業	3.25
	海運業	0.04
	空運業	1.85
	情報・通信業	7.37
	卸売業	8.85
	小売業	3.28
	銀行業	13.20
	証券、商品先物取引業	0.99
	その他金融業	4.60
不動産業	1.94	
サービス業	3.49	
合計		95.81

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

(2012年11月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

(2012年11月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	東京証券取引所	東証株価指数先物	買建	35	日本円	252,525,000	273,350,000	273,350,000	3.83

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

<GS 日本株・プラス(円コース)>

2012年11月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期	(2006年8月10日)	417	434	1.0403	1.0823
第2期	(2006年11月10日)	656	657	1.0204	1.0229
第3期	(2007年2月13日)	681	719	1.0858	1.1458
第4期	(2007年5月10日)	715	721	1.0672	1.0752
第5期	(2007年8月10日)	695	697	0.9619	0.9649
第6期	(2007年11月12日)	1,366	1,371	0.8730	0.8760
第7期	(2008年2月12日)	1,068	1,072	0.7592	0.7622
第8期	(2008年5月12日)	1,123	1,128	0.7885	0.7915
第9期	(2008年8月11日)	1,062	1,066	0.7514	0.7544
第10期	(2008年11月10日)	795	799	0.5384	0.5414
第11期	(2009年2月10日)	808	813	0.4663	0.4693
第12期	(2009年5月11日)	936	941	0.5360	0.5390
第13期	(2009年8月10日)	989	994	0.5629	0.5659
第14期	(2009年11月10日)	876	882	0.4952	0.4982
第15期	(2010年2月10日)	888	893	0.5026	0.5056
第16期	(2010年5月10日)	558	561	0.5484	0.5514
第17期	(2010年8月10日)	490	493	0.4812	0.4842
第18期	(2010年11月10日)	489	492	0.4858	0.4888
第19期	(2011年2月10日)	538	541	0.5401	0.5431
第20期	(2011年5月10日)	479	482	0.4854	0.4884
第21期	(2011年8月10日)	427	430	0.4407	0.4437
第22期	(2011年11月10日)	392	395	0.4155	0.4185
第23期	(2012年2月10日)	418	420	0.4414	0.4444
第24期	(2012年5月10日)	372	374	0.4420	0.4450
第25期	(2012年8月10日)	351	354	0.4254	0.4284
第26期	(2012年11月12日)	323	325	0.4132	0.4162
	2011年11月末日	388	-	0.4125	-
	2011年12月末日	396	-	0.4196	-
	2012年1月末日	410	-	0.4344	-

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
	2012年2月末日	448	-	0.4719	-
	2012年3月末日	464	-	0.4922	-
	2012年4月末日	390	-	0.4644	-
	2012年5月末日	346	-	0.4163	-
	2012年6月末日	365	-	0.4412	-
	2012年7月末日	351	-	0.4249	-
	2012年8月末日	342	-	0.4146	-
	2012年9月末日	342	-	0.4235	-
	2012年10月末日	341	-	0.4274	-
	2012年11月末日	345	-	0.4431	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<GS 日本株・プラス(通貨分散コース)>

2012年11月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期	(2006年8月10日)	4,671	4,918	1.0502	1.1057
第2期	(2006年9月11日)	7,560	7,585	1.0548	1.0583
第3期	(2006年10月10日)	11,028	11,063	1.1019	1.1054
第4期	(2006年11月10日)	12,329	12,534	1.0506	1.0681
第5期	(2006年12月11日)	14,239	14,285	1.0839	1.0874
第6期	(2007年1月10日)	15,006	15,059	1.1327	1.1367
第7期	(2007年2月13日)	16,484	17,483	1.1551	1.2251
第8期	(2007年3月12日)	16,778	16,839	1.1131	1.1171
第9期	(2007年4月10日)	18,706	18,771	1.1553	1.1593
第10期	(2007年5月10日)	19,094	19,625	1.1496	1.1816
第11期	(2007年6月11日)	20,452	20,529	1.1953	1.1998
第12期	(2007年7月10日)	21,694	21,772	1.2465	1.2510
第13期	(2007年8月10日)	18,720	18,801	1.0404	1.0449
第14期	(2007年9月10日)	17,541	17,626	0.9252	0.9297
第15期	(2007年10月10日)	21,307	21,394	1.1036	1.1081
第16期	(2007年11月12日)	17,619	17,705	0.9221	0.9266
第17期	(2007年12月10日)	18,838	18,926	0.9690	0.9735
第18期	(2008年1月10日)	16,723	16,811	0.8572	0.8617
第19期	(2008年2月12日)	14,885	14,973	0.7593	0.7638
第20期	(2008年3月10日)	13,912	14,000	0.7062	0.7107
第21期	(2008年4月10日)	13,965	14,054	0.7074	0.7119
第22期	(2008年5月12日)	15,104	15,193	0.7641	0.7686
第23期	(2008年6月10日)	16,207	16,296	0.8173	0.8218
第24期	(2008年7月10日)	15,385	15,475	0.7738	0.7783
第25期	(2008年8月11日)	14,703	14,793	0.7393	0.7438
第26期	(2008年9月10日)	12,740	12,829	0.6434	0.6479
第27期	(2008年10月10日)	7,431	7,520	0.3762	0.3807
第28期	(2008年11月10日)	8,261	8,354	0.4025	0.4070
第29期	(2008年12月10日)	6,894	6,990	0.3232	0.3277
第30期	(2009年1月13日)	6,883	6,983	0.3099	0.3144
第31期	(2009年2月10日)	6,849	6,930	0.2960	0.2995

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第32期	(2009年3月10日)	6,580	6,665	0.2737	0.2772
第33期	(2009年4月10日)	8,829	8,917	0.3517	0.3552
第34期	(2009年5月11日)	10,006	10,099	0.3776	0.3811
第35期	(2009年6月10日)	11,294	11,351	0.3961	0.3981
第36期	(2009年7月10日)	9,948	10,006	0.3443	0.3463
第37期	(2009年8月10日)	11,854	11,912	0.4124	0.4144
第38期	(2009年9月10日)	11,071	11,100	0.3873	0.3883
第39期	(2009年10月13日)	10,216	10,244	0.3631	0.3641
第40期	(2009年11月10日)	9,562	9,589	0.3528	0.3538
第41期	(2009年12月10日)	8,974	9,001	0.3357	0.3367
第42期	(2010年1月12日)	10,003	10,029	0.3888	0.3898
第43期	(2010年2月10日)	8,464	8,489	0.3398	0.3408
第44期	(2010年3月10日)	8,826	8,851	0.3577	0.3587
第45期	(2010年4月12日)	9,686	9,709	0.4117	0.4127
第46期	(2010年5月10日)	8,789	8,812	0.3759	0.3769
第47期	(2010年6月10日)	7,481	7,505	0.3182	0.3192
第48期	(2010年7月12日)	7,480	7,504	0.3186	0.3196
第49期	(2010年8月10日)	7,298	7,321	0.3134	0.3144
第50期	(2010年9月10日)	6,810	6,833	0.2940	0.2950
第51期	(2010年10月12日)	6,886	6,909	0.2999	0.3009
第52期	(2010年11月10日)	7,100	7,123	0.3118	0.3128
第53期	(2010年12月10日)	7,382	7,404	0.3265	0.3275
第54期	(2011年1月11日)	7,584	7,606	0.3390	0.3400
第55期	(2011年2月10日)	7,723	7,745	0.3506	0.3516
第56期	(2011年3月10日)	7,542	7,564	0.3439	0.3449
第57期	(2011年4月11日)	7,173	7,195	0.3290	0.3300
第58期	(2011年5月10日)	6,813	6,835	0.3148	0.3158
第59期	(2011年6月10日)	6,418	6,439	0.3035	0.3045
第60期	(2011年7月11日)	6,672	6,693	0.3220	0.3230
第61期	(2011年8月10日)	5,561	5,581	0.2726	0.2736
第62期	(2011年9月12日)	5,193	5,214	0.2556	0.2566
第63期	(2011年10月11日)	5,141	5,161	0.2554	0.2564

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第64期	(2011年11月10日)	4,942	4,962	0.2502	0.2512
第65期	(2011年12月12日)	4,921	4,940	0.2527	0.2537
第66期	(2012年1月10日)	4,770	4,780	0.2470	0.2475
第67期	(2012年2月10日)	4,987	4,997	0.2711	0.2716
第68期	(2012年3月12日)	5,525	5,534	0.3073	0.3078
第69期	(2012年4月10日)	5,256	5,265	0.2966	0.2971
第70期	(2012年5月10日)	4,766	4,775	0.2714	0.2719
第71期	(2012年6月11日)	4,408	4,417	0.2522	0.2527
第72期	(2012年7月10日)	4,558	4,566	0.2623	0.2628
第73期	(2012年8月10日)	4,453	4,461	0.2585	0.2590
第74期	(2012年9月10日)	4,290	4,298	0.2535	0.2540
第75期	(2012年10月10日)	4,158	4,166	0.2503	0.2508
第76期	(2012年11月12日)	4,180	4,189	0.2558	0.2563
	2011年11月末日	4,839	-	0.2466	-
	2011年12月末日	4,804	-	0.2485	-
	2012年1月末日	4,816	-	0.2590	-
	2012年2月末日	5,473	-	0.3022	-
	2012年3月末日	5,630	-	0.3165	-
	2012年4月末日	5,182	-	0.2940	-
	2012年5月末日	4,280	-	0.2446	-
	2012年6月末日	4,602	-	0.2640	-
	2012年7月末日	4,393	-	0.2545	-
	2012年8月末日	4,271	-	0.2511	-
	2012年9月末日	4,309	-	0.2585	-
	2012年10月末日	4,372	-	0.2654	-
	2012年11月末日	4,609	-	0.2854	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

<GS 日本株・プラス(円コース)>

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	0.0420
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年11月10日	0.0025
第3期	自 2006年11月11日 至 2007年2月13日	0.0600
第4期	自 2007年2月14日 至 2007年5月10日	0.0080
第5期	自 2007年5月11日 至 2007年8月10日	0.0030
第6期	自 2007年8月11日 至 2007年11月12日	0.0030
第7期	自 2007年11月13日 至 2008年2月12日	0.0030
第8期	自 2008年2月13日 至 2008年5月12日	0.0030
第9期	自 2008年5月13日 至 2008年8月11日	0.0030
第10期	自 2008年8月12日 至 2008年11月10日	0.0030
第11期	自 2008年11月11日 至 2009年2月10日	0.0030
第12期	自 2009年2月11日 至 2009年5月11日	0.0030
第13期	自 2009年5月12日 至 2009年8月10日	0.0030
第14期	自 2009年8月11日 至 2009年11月10日	0.0030
第15期	自 2009年11月11日 至 2010年2月10日	0.0030
第16期	自 2010年2月11日 至 2010年5月10日	0.0030
第17期	自 2010年5月11日 至 2010年8月10日	0.0030
第18期	自 2010年8月11日 至 2010年11月10日	0.0030
第19期	自 2010年11月11日 至 2011年2月10日	0.0030
第20期	自 2011年2月11日 至 2011年5月10日	0.0030
第21期	自 2011年5月11日 至 2011年8月10日	0.0030
第22期	自 2011年8月11日 至 2011年11月10日	0.0030
第23期	自 2011年11月11日 至 2012年2月10日	0.0030
第24期	自 2012年2月11日 至 2012年5月10日	0.0030
第25期	自 2012年5月11日 至 2012年8月10日	0.0030
第26期	自 2012年8月11日 至 2012年11月12日	0.0030

<GS 日本株・プラス(通貨分散コース)>

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	0.0555
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年9月11日	0.0035
第3期	自 2006年9月12日 至 2006年10月10日	0.0035
第4期	自 2006年10月11日 至 2006年11月10日	0.0175
第5期	自 2006年11月11日 至 2006年12月11日	0.0035
第6期	自 2006年12月12日 至 2007年1月10日	0.0040
第7期	自 2007年1月11日 至 2007年2月13日	0.0700
第8期	自 2007年2月14日 至 2007年3月12日	0.0040
第9期	自 2007年3月13日 至 2007年4月10日	0.0040
第10期	自 2007年4月11日 至 2007年5月10日	0.0320
第11期	自 2007年5月11日 至 2007年6月11日	0.0045
第12期	自 2007年6月12日 至 2007年7月10日	0.0045
第13期	自 2007年7月11日 至 2007年8月10日	0.0045
第14期	自 2007年8月11日 至 2007年9月10日	0.0045
第15期	自 2007年9月11日 至 2007年10月10日	0.0045
第16期	自 2007年10月11日 至 2007年11月12日	0.0045
第17期	自 2007年11月13日 至 2007年12月10日	0.0045
第18期	自 2007年12月11日 至 2008年1月10日	0.0045
第19期	自 2008年1月11日 至 2008年2月12日	0.0045
第20期	自 2008年2月13日 至 2008年3月10日	0.0045
第21期	自 2008年3月11日 至 2008年4月10日	0.0045
第22期	自 2008年4月11日 至 2008年5月12日	0.0045
第23期	自 2008年5月13日 至 2008年6月10日	0.0045
第24期	自 2008年6月11日 至 2008年7月10日	0.0045
第25期	自 2008年7月11日 至 2008年8月11日	0.0045
第26期	自 2008年8月12日 至 2008年9月10日	0.0045
第27期	自 2008年9月11日 至 2008年10月10日	0.0045
第28期	自 2008年10月11日 至 2008年11月10日	0.0045

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第29期	自 2008年11月11日 至 2008年12月10日	0.0045
第30期	自 2008年12月11日 至 2009年1月13日	0.0045
第31期	自 2009年1月14日 至 2009年2月10日	0.0035
第32期	自 2009年2月11日 至 2009年3月10日	0.0035
第33期	自 2009年3月11日 至 2009年4月10日	0.0035
第34期	自 2009年4月11日 至 2009年5月11日	0.0035
第35期	自 2009年5月12日 至 2009年6月10日	0.0020
第36期	自 2009年6月11日 至 2009年7月10日	0.0020
第37期	自 2009年7月11日 至 2009年8月10日	0.0020
第38期	自 2009年8月11日 至 2009年9月10日	0.0010
第39期	自 2009年9月11日 至 2009年10月13日	0.0010
第40期	自 2009年10月14日 至 2009年11月10日	0.0010
第41期	自 2009年11月11日 至 2009年12月10日	0.0010
第42期	自 2009年12月11日 至 2010年1月12日	0.0010
第43期	自 2010年1月13日 至 2010年2月10日	0.0010
第44期	自 2010年2月11日 至 2010年3月10日	0.0010
第45期	自 2010年3月11日 至 2010年4月12日	0.0010
第46期	自 2010年4月13日 至 2010年5月10日	0.0010
第47期	自 2010年5月11日 至 2010年6月10日	0.0010
第48期	自 2010年6月11日 至 2010年7月12日	0.0010
第49期	自 2010年7月13日 至 2010年8月10日	0.0010
第50期	自 2010年8月11日 至 2010年9月10日	0.0010
第51期	自 2010年9月11日 至 2010年10月12日	0.0010
第52期	自 2010年10月13日 至 2010年11月10日	0.0010
第53期	自 2010年11月11日 至 2010年12月10日	0.0010
第54期	自 2010年12月11日 至 2011年1月11日	0.0010
第55期	自 2011年1月12日 至 2011年2月10日	0.0010
第56期	自 2011年2月11日 至 2011年3月10日	0.0010

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第57期	自 2011年3月11日 至 2011年4月11日	0.0010
第58期	自 2011年4月12日 至 2011年5月10日	0.0010
第59期	自 2011年5月11日 至 2011年6月10日	0.0010
第60期	自 2011年6月11日 至 2011年7月11日	0.0010
第61期	自 2011年7月12日 至 2011年8月10日	0.0010
第62期	自 2011年8月11日 至 2011年9月12日	0.0010
第63期	自 2011年9月13日 至 2011年10月11日	0.0010
第64期	自 2011年10月12日 至 2011年11月10日	0.0010
第65期	自 2011年11月11日 至 2011年12月12日	0.0010
第66期	自 2011年12月13日 至 2012年1月10日	0.0005
第67期	自 2012年1月11日 至 2012年2月10日	0.0005
第68期	自 2012年2月11日 至 2012年3月12日	0.0005
第69期	自 2012年3月13日 至 2012年4月10日	0.0005
第70期	自 2012年4月11日 至 2012年5月10日	0.0005
第71期	自 2012年5月11日 至 2012年6月11日	0.0005
第72期	自 2012年6月12日 至 2012年7月10日	0.0005
第73期	自 2012年7月11日 至 2012年8月10日	0.0005
第74期	自 2012年8月11日 至 2012年9月10日	0.0005
第75期	自 2012年9月11日 至 2012年10月10日	0.0005
第76期	自 2012年10月11日 至 2012年11月12日	0.0005

【収益率の推移】

<GS 日本株・プラス(円コース)>

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	8.2
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年11月10日	1.7
第3期	自 2006年11月11日 至 2007年2月13日	12.3
第4期	自 2007年2月14日 至 2007年5月10日	1.0
第5期	自 2007年5月11日 至 2007年8月10日	9.6
第6期	自 2007年8月11日 至 2007年11月12日	8.9
第7期	自 2007年11月13日 至 2008年2月12日	12.7
第8期	自 2008年2月13日 至 2008年5月12日	4.3
第9期	自 2008年5月13日 至 2008年8月11日	4.3
第10期	自 2008年8月12日 至 2008年11月10日	27.9
第11期	自 2008年11月11日 至 2009年2月10日	12.8
第12期	自 2009年2月11日 至 2009年5月11日	15.6
第13期	自 2009年5月12日 至 2009年8月10日	5.6
第14期	自 2009年8月11日 至 2009年11月10日	11.5
第15期	自 2009年11月11日 至 2010年2月10日	2.1
第16期	自 2010年2月11日 至 2010年5月10日	9.7
第17期	自 2010年5月11日 至 2010年8月10日	11.7
第18期	自 2010年8月11日 至 2010年11月10日	1.6
第19期	自 2010年11月11日 至 2011年2月10日	11.8
第20期	自 2011年2月11日 至 2011年5月10日	9.6
第21期	自 2011年5月11日 至 2011年8月10日	8.6
第22期	自 2011年8月11日 至 2011年11月10日	5.0
第23期	自 2011年11月11日 至 2012年2月10日	7.0
第24期	自 2012年2月11日 至 2012年5月10日	0.8
第25期	自 2012年5月11日 至 2012年8月10日	3.1
第26期	自 2012年8月11日 至 2012年11月12日	2.2

<GS 日本株・プラス(通貨分散コース)>

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	10.6
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年9月11日	0.8
第3期	自 2006年9月12日 至 2006年10月10日	4.8
第4期	自 2006年10月11日 至 2006年11月10日	3.1
第5期	自 2006年11月11日 至 2006年12月11日	3.5
第6期	自 2006年12月12日 至 2007年1月10日	4.9
第7期	自 2007年1月11日 至 2007年2月13日	8.2
第8期	自 2007年2月14日 至 2007年3月12日	3.3
第9期	自 2007年3月13日 至 2007年4月10日	4.2
第10期	自 2007年4月11日 至 2007年5月10日	2.3
第11期	自 2007年5月11日 至 2007年6月11日	4.4
第12期	自 2007年6月12日 至 2007年7月10日	4.7
第13期	自 2007年7月11日 至 2007年8月10日	16.2
第14期	自 2007年8月11日 至 2007年9月10日	10.6
第15期	自 2007年9月11日 至 2007年10月10日	19.8
第16期	自 2007年10月11日 至 2007年11月12日	16.0
第17期	自 2007年11月13日 至 2007年12月10日	5.6
第18期	自 2007年12月11日 至 2008年1月10日	11.1
第19期	自 2008年1月11日 至 2008年2月12日	10.9
第20期	自 2008年2月13日 至 2008年3月10日	6.4
第21期	自 2008年3月11日 至 2008年4月10日	0.8
第22期	自 2008年4月11日 至 2008年5月12日	8.7
第23期	自 2008年5月13日 至 2008年6月10日	7.6
第24期	自 2008年6月11日 至 2008年7月10日	4.8
第25期	自 2008年7月11日 至 2008年8月11日	3.9
第26期	自 2008年8月12日 至 2008年9月10日	12.4
第27期	自 2008年9月11日 至 2008年10月10日	40.8
第28期	自 2008年10月11日 至 2008年11月10日	8.2

期	計算期間	収益率(%)
第29期	自 2008年11月11日 至 2008年12月10日	18.6
第30期	自 2008年12月11日 至 2009年1月13日	2.7
第31期	自 2009年1月14日 至 2009年2月10日	3.4
第32期	自 2009年2月11日 至 2009年3月10日	6.4
第33期	自 2009年3月11日 至 2009年4月10日	29.8
第34期	自 2009年4月11日 至 2009年5月11日	8.4
第35期	自 2009年5月12日 至 2009年6月10日	5.4
第36期	自 2009年6月11日 至 2009年7月10日	12.6
第37期	自 2009年7月11日 至 2009年8月10日	20.4
第38期	自 2009年8月11日 至 2009年9月10日	5.8
第39期	自 2009年9月11日 至 2009年10月13日	6.0
第40期	自 2009年10月14日 至 2009年11月10日	2.6
第41期	自 2009年11月11日 至 2009年12月10日	4.6
第42期	自 2009年12月11日 至 2010年1月12日	16.1
第43期	自 2010年1月13日 至 2010年2月10日	12.3
第44期	自 2010年2月11日 至 2010年3月10日	5.6
第45期	自 2010年3月11日 至 2010年4月12日	15.4
第46期	自 2010年4月13日 至 2010年5月10日	8.5
第47期	自 2010年5月11日 至 2010年6月10日	15.1
第48期	自 2010年6月11日 至 2010年7月12日	0.4
第49期	自 2010年7月13日 至 2010年8月10日	1.3
第50期	自 2010年8月11日 至 2010年9月10日	5.9
第51期	自 2010年9月11日 至 2010年10月12日	2.3
第52期	自 2010年10月13日 至 2010年11月10日	4.3
第53期	自 2010年11月11日 至 2010年12月10日	5.0
第54期	自 2010年12月11日 至 2011年1月11日	4.1
第55期	自 2011年1月12日 至 2011年2月10日	3.7
第56期	自 2011年2月11日 至 2011年3月10日	1.6

期	計算期間	収益率(%)
第57期	自 2011年3月11日 至 2011年4月11日	4.0
第58期	自 2011年4月12日 至 2011年5月10日	4.0
第59期	自 2011年5月11日 至 2011年6月10日	3.3
第60期	自 2011年6月11日 至 2011年7月11日	6.4
第61期	自 2011年7月12日 至 2011年8月10日	15.0
第62期	自 2011年8月11日 至 2011年9月12日	5.9
第63期	自 2011年9月13日 至 2011年10月11日	0.3
第64期	自 2011年10月12日 至 2011年11月10日	1.6
第65期	自 2011年11月11日 至 2011年12月12日	1.4
第66期	自 2011年12月13日 至 2012年1月10日	2.1
第67期	自 2012年1月11日 至 2012年2月10日	10.0
第68期	自 2012年2月11日 至 2012年3月12日	13.5
第69期	自 2012年3月13日 至 2012年4月10日	3.3
第70期	自 2012年4月11日 至 2012年5月10日	8.3
第71期	自 2012年5月11日 至 2012年6月11日	6.9
第72期	自 2012年6月12日 至 2012年7月10日	4.2
第73期	自 2012年7月11日 至 2012年8月10日	1.3
第74期	自 2012年8月11日 至 2012年9月10日	1.7
第75期	自 2012年9月11日 至 2012年10月10日	1.1
第76期	自 2012年10月11日 至 2012年11月12日	2.4

(4) 【設定及び解約の実績】

<GS 日本株・プラス(円コース)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	401,210,494 (0)	- (-)	401,210,494 (0)
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年11月10日	243,402,732 (0)	1,579,627 (0)	643,033,599 (0)
第3期	自 2006年11月11日 至 2007年2月13日	30,318,700 (0)	45,675,704 (0)	627,676,595 (0)
第4期	自 2007年2月14日 至 2007年5月10日	69,039,130 (0)	26,148,457 (0)	670,567,268 (0)
第5期	自 2007年5月11日 至 2007年8月10日	101,001,033 (0)	49,025,910 (0)	722,542,391 (0)
第6期	自 2007年8月11日 至 2007年11月12日	866,425,229 (0)	23,167,843 (0)	1,565,799,777 (0)
第7期	自 2007年11月13日 至 2008年2月12日	87,760,451 (0)	246,004,317 (0)	1,407,555,911 (0)
第8期	自 2008年2月13日 至 2008年5月12日	33,359,496 (0)	15,422,761 (0)	1,425,492,646 (0)
第9期	自 2008年5月13日 至 2008年8月11日	17,456,844 (0)	29,444,321 (0)	1,413,505,169 (0)
第10期	自 2008年8月12日 至 2008年11月10日	81,923,580 (0)	18,162,775 (0)	1,477,265,974 (0)
第11期	自 2008年11月11日 至 2009年2月10日	270,044,761 (0)	12,991,109 (0)	1,734,319,626 (0)
第12期	自 2009年2月11日 至 2009年5月11日	20,041,476 (0)	7,231,885 (0)	1,747,129,217 (0)
第13期	自 2009年5月12日 至 2009年8月10日	16,148,859 (0)	5,376,942 (0)	1,757,901,134 (0)
第14期	自 2009年8月11日 至 2009年11月10日	16,112,177 (0)	3,361,296 (0)	1,770,652,015 (0)
第15期	自 2009年11月11日 至 2010年2月10日	13,791,410 (0)	16,511,026 (0)	1,767,932,399 (0)
第16期	自 2010年2月11日 至 2010年5月10日	12,072,289 (0)	761,408,541 (0)	1,018,596,147 (0)
第17期	自 2010年5月11日 至 2010年8月10日	12,335,592 (0)	12,392,606 (0)	1,018,539,133 (0)
第18期	自 2010年8月11日 至 2010年11月10日	14,160,698 (0)	25,443,823 (0)	1,007,256,008 (0)
第19期	自 2010年11月11日 至 2011年2月10日	11,028,467 (0)	20,575,887 (0)	997,708,588 (0)
第20期	自 2011年2月11日 至 2011年5月10日	11,576,424 (0)	20,650,339 (0)	988,634,673 (0)
第21期	自 2011年5月11日 至 2011年8月10日	11,389,105 (0)	30,342,150 (0)	969,681,628 (0)
第22期	自 2011年8月11日 至 2011年11月10日	11,405,140 (0)	36,360,842 (0)	944,725,926 (0)
第23期	自 2011年11月11日 至 2012年2月10日	14,536,923 (0)	12,019,539 (0)	947,243,310 (0)
第24期	自 2012年2月11日 至 2012年5月10日	11,498,416 (0)	116,852,569 (0)	841,889,157 (0)
第25期	自 2012年5月11日 至 2012年8月10日	9,147,161 (0)	23,824,881 (0)	827,211,437 (0)
第26期	自 2012年8月11日 至 2012年11月12日	8,394,639 (0)	53,539,694 (0)	782,066,382 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<GS 日本株・プラス(通貨分散コース)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	4,448,517,415 (0)	- (-)	4,448,517,415 (0)
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年9月11日	2,782,559,142 (0)	63,704,474 (0)	7,167,372,083 (0)
第3期	自 2006年9月12日 至 2006年10月10日	2,863,982,999 (0)	22,492,277 (0)	10,008,862,805 (0)
第4期	自 2006年10月11日 至 2006年11月10日	1,736,159,985 (0)	9,737,692 (0)	11,735,285,098 (0)
第5期	自 2006年11月11日 至 2006年12月11日	1,472,152,152 (0)	70,330,390 (0)	13,137,106,860 (0)
第6期	自 2006年12月12日 至 2007年1月10日	337,791,497 (0)	226,180,475 (0)	13,248,717,882 (0)
第7期	自 2007年1月11日 至 2007年2月13日	1,145,951,616 (0)	123,522,386 (0)	14,271,147,112 (0)
第8期	自 2007年2月14日 至 2007年3月12日	1,194,153,375 (0)	390,714,348 (0)	15,074,586,139 (0)
第9期	自 2007年3月13日 至 2007年4月10日	1,170,668,036 (0)	53,120,257 (0)	16,192,133,918 (0)
第10期	自 2007年4月11日 至 2007年5月10日	497,001,448 (0)	79,545,225 (0)	16,609,590,141 (0)
第11期	自 2007年5月11日 至 2007年6月11日	681,972,018 (0)	181,303,153 (0)	17,110,259,006 (0)
第12期	自 2007年6月12日 至 2007年7月10日	557,909,931 (0)	264,501,318 (0)	17,403,667,619 (0)
第13期	自 2007年7月11日 至 2007年8月10日	755,174,139 (0)	164,931,979 (0)	17,993,909,779 (0)
第14期	自 2007年8月11日 至 2007年9月10日	1,075,955,772 (0)	110,114,675 (0)	18,959,750,876 (0)
第15期	自 2007年9月11日 至 2007年10月10日	474,500,449 (0)	126,951,849 (0)	19,307,299,476 (0)
第16期	自 2007年10月11日 至 2007年11月12日	201,634,447 (0)	400,085,339 (0)	19,108,848,584 (0)
第17期	自 2007年11月13日 至 2007年12月10日	559,043,453 (0)	226,916,235 (0)	19,440,975,802 (0)
第18期	自 2007年12月11日 至 2008年1月10日	247,200,989 (0)	179,893,025 (0)	19,508,283,766 (0)
第19期	自 2008年1月11日 至 2008年2月12日	349,133,517 (0)	253,679,393 (0)	19,603,737,890 (0)
第20期	自 2008年2月13日 至 2008年3月10日	160,735,248 (0)	65,407,876 (0)	19,699,065,262 (0)
第21期	自 2008年3月11日 至 2008年4月10日	182,528,226 (0)	141,025,477 (0)	19,740,568,011 (0)
第22期	自 2008年4月11日 至 2008年5月12日	130,877,276 (0)	103,126,428 (0)	19,768,318,859 (0)
第23期	自 2008年5月13日 至 2008年6月10日	114,550,024 (0)	52,220,064 (0)	19,830,648,819 (0)
第24期	自 2008年6月11日 至 2008年7月10日	132,453,427 (0)	78,993,152 (0)	19,884,109,094 (0)
第25期	自 2008年7月11日 至 2008年8月11日	84,508,506 (0)	80,419,120 (0)	19,888,198,480 (0)
第26期	自 2008年8月12日 至 2008年9月10日	58,357,056 (0)	144,090,795 (0)	19,802,464,741 (0)
第27期	自 2008年9月11日 至 2008年10月10日	142,205,592 (0)	190,219,706 (0)	19,754,450,627 (0)

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第28期	自 2008年10月11日 至 2008年11月10日	872,467,026 (0)	102,969,676 (0)	20,523,947,977 (0)
第29期	自 2008年11月11日 至 2008年12月10日	850,478,204 (0)	45,771,820 (0)	21,328,654,361 (0)
第30期	自 2008年12月11日 至 2009年 1月13日	951,778,797 (0)	67,035,129 (0)	22,213,398,029 (0)
第31期	自 2009年 1月14日 至 2009年 2月10日	985,468,906 (0)	56,612,708 (0)	23,142,254,227 (0)
第32期	自 2009年 2月11日 至 2009年 3月10日	973,836,537 (0)	75,040,208 (0)	24,041,050,556 (0)
第33期	自 2009年 3月11日 至 2009年 4月10日	1,141,806,964 (0)	78,349,970 (0)	25,104,507,550 (0)
第34期	自 2009年 4月11日 至 2009年 5月11日	1,484,435,702 (0)	91,052,689 (0)	26,497,890,563 (0)
第35期	自 2009年 5月12日 至 2009年 6月10日	2,233,710,133 (0)	213,700,595 (0)	28,517,900,101 (0)
第36期	自 2009年 6月11日 至 2009年 7月10日	750,708,709 (0)	375,432,891 (0)	28,893,175,919 (0)
第37期	自 2009年 7月11日 至 2009年 8月10日	301,872,606 (0)	446,948,313 (0)	28,748,100,212 (0)
第38期	自 2009年 8月11日 至 2009年 9月10日	150,359,651 (0)	312,328,024 (0)	28,586,131,839 (0)
第39期	自 2009年 9月11日 至 2009年10月13日	180,854,135 (0)	629,684,812 (0)	28,137,301,162 (0)
第40期	自 2009年10月14日 至 2009年11月10日	59,234,250 (0)	1,095,349,541 (0)	27,101,185,871 (0)
第41期	自 2009年11月11日 至 2009年12月10日	126,655,322 (0)	492,975,441 (0)	26,734,865,752 (0)
第42期	自 2009年12月11日 至 2010年 1月12日	78,673,588 (0)	1,083,386,449 (0)	25,730,152,891 (0)
第43期	自 2010年 1月13日 至 2010年 2月10日	56,340,273 (0)	879,694,694 (0)	24,906,798,470 (0)
第44期	自 2010年 2月11日 至 2010年 3月10日	50,967,043 (0)	281,820,101 (0)	24,675,945,412 (0)
第45期	自 2010年 3月11日 至 2010年 4月12日	142,255,854 (0)	1,292,172,609 (0)	23,526,028,657 (0)
第46期	自 2010年 4月13日 至 2010年 5月10日	55,645,624 (0)	200,887,352 (0)	23,380,786,929 (0)
第47期	自 2010年 5月11日 至 2010年 6月10日	205,474,677 (0)	74,025,557 (0)	23,512,236,049 (0)
第48期	自 2010年 6月11日 至 2010年 7月12日	110,968,881 (0)	141,536,372 (0)	23,481,668,558 (0)
第49期	自 2010年 7月13日 至 2010年 8月10日	50,558,937 (0)	241,480,749 (0)	23,290,746,746 (0)
第50期	自 2010年 8月11日 至 2010年 9月10日	97,142,346 (0)	226,088,493 (0)	23,161,800,599 (0)
第51期	自 2010年 9月11日 至 2010年10月12日	60,047,550 (0)	262,600,793 (0)	22,959,247,356 (0)
第52期	自 2010年10月13日 至 2010年11月10日	54,322,764 (0)	241,825,052 (0)	22,771,745,068 (0)
第53期	自 2010年11月11日 至 2010年12月10日	74,025,035 (0)	233,519,165 (0)	22,612,250,938 (0)
第54期	自 2010年12月11日 至 2011年 1月11日	56,676,775 (0)	295,393,760 (0)	22,373,533,953 (0)
第55期	自 2011年 1月12日 至 2011年 2月10日	81,486,512 (0)	426,355,147 (0)	22,028,665,318 (0)
第56期	自 2011年 2月11日 至 2011年 3月10日	172,134,319 (0)	265,530,854 (0)	21,935,268,783 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第57期	自 2011年3月11日 至 2011年4月11日	123,565,589 (0)	256,638,818 (0)	21,802,195,554 (0)
第58期	自 2011年4月12日 至 2011年5月10日	50,900,018 (0)	206,701,511 (0)	21,646,394,061 (0)
第59期	自 2011年5月11日 至 2011年6月10日	35,450,389 (0)	536,551,290 (0)	21,145,293,160 (0)
第60期	自 2011年6月11日 至 2011年7月11日	40,019,291 (0)	460,029,525 (0)	20,725,282,926 (0)
第61期	自 2011年7月12日 至 2011年8月10日	37,692,085 (0)	361,648,198 (0)	20,401,326,813 (0)
第62期	自 2011年8月11日 至 2011年9月12日	70,016,610 (0)	154,475,042 (0)	20,316,868,381 (0)
第63期	自 2011年9月13日 至 2011年10月11日	45,665,656 (0)	230,210,226 (0)	20,132,323,811 (0)
第64期	自 2011年10月12日 至 2011年11月10日	35,062,231 (0)	415,044,918 (0)	19,752,341,124 (0)
第65期	自 2011年11月11日 至 2011年12月12日	35,723,073 (0)	314,411,605 (0)	19,473,652,592 (0)
第66期	自 2011年12月13日 至 2012年1月10日	33,171,929 (0)	188,274,014 (0)	19,318,550,507 (0)
第67期	自 2012年1月11日 至 2012年2月10日	56,407,171 (0)	979,113,502 (0)	18,395,844,176 (0)
第68期	自 2012年2月11日 至 2012年3月12日	70,718,342 (0)	485,735,738 (0)	17,980,826,780 (0)
第69期	自 2012年3月13日 至 2012年4月10日	45,471,247 (0)	306,601,883 (0)	17,719,696,144 (0)
第70期	自 2012年4月11日 至 2012年5月10日	43,466,790 (0)	196,508,820 (0)	17,566,654,114 (0)
第71期	自 2012年5月11日 至 2012年6月11日	86,386,120 (0)	170,784,475 (0)	17,482,255,759 (0)
第72期	自 2012年6月12日 至 2012年7月10日	61,802,471 (0)	164,832,693 (0)	17,379,225,537 (0)
第73期	自 2012年7月11日 至 2012年8月10日	35,068,827 (0)	186,747,591 (0)	17,227,546,773 (0)
第74期	自 2012年8月11日 至 2012年9月10日	23,173,118 (0)	328,454,429 (0)	16,922,265,462 (0)
第75期	自 2012年9月11日 至 2012年10月10日	22,829,024 (0)	331,556,906 (0)	16,613,537,580 (0)
第76期	自 2012年10月11日 至 2012年11月12日	26,847,188 (0)	296,444,872 (0)	16,343,939,896 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考) 運用実績

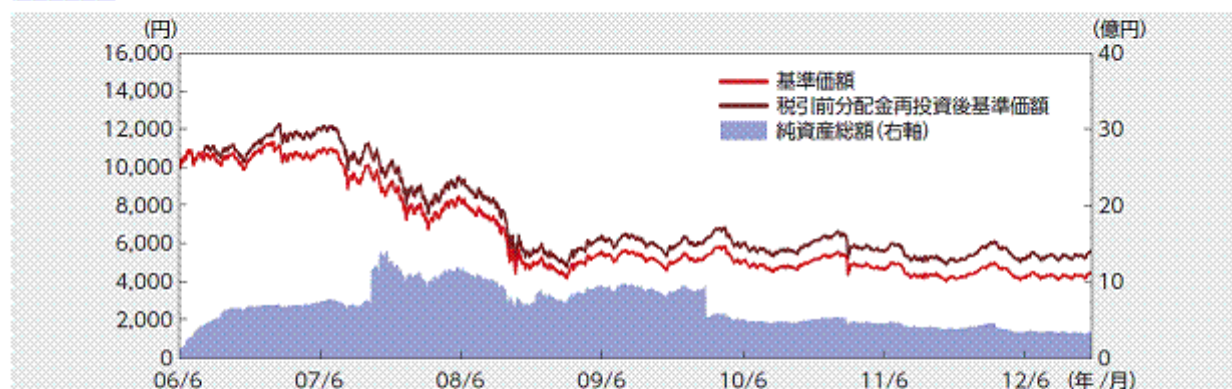
最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

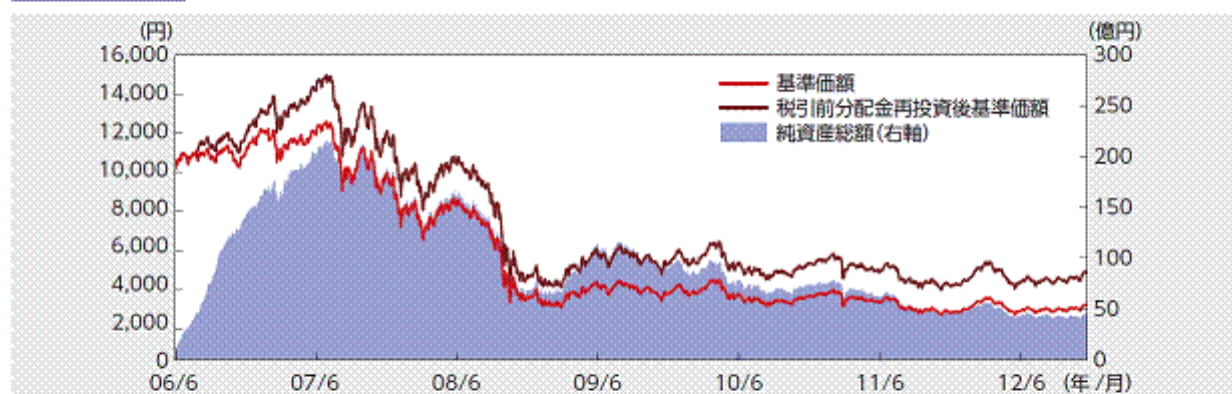
2012年11月30日現在

基準価額・純資産の推移

円コース 2006年6月14日(設定日)～2012年11月30日



通貨分散コース 2006年6月14日(設定日)～2012年11月30日



基準価額・純資産総額

	円コース	通貨分散コース
基準価額	4,431円	2,854円
純資産総額	3.5億円	46.1億円

期間別騰落率(%) (税引前分配金再投資)

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
円コース	4.43	7.65	7.97	10.45	2.00	-45.08	-44.36
通貨分散コース	7.75	14.33	18.06	18.63	-1.04	-60.31	-53.99

分配の推移(円) (1万口当たり、税引前)

決算日	11 11/10	12 2/10	12 5/10	12 8/10	12 11/12	直近1年 累計	設定来 累計
円コース 分配金	30	30	30	30	30	120	1,785

決算日	11 12/12	12 1/10	12 2/10	12 3/12	12 4/10	12 5/10	12 6/11	12 7/10	12 8/10	12 9/10	12 10/10	12 11/12	直近1年 累計	設定来 累計
通貨分散コース 分配金	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	3,410

●税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

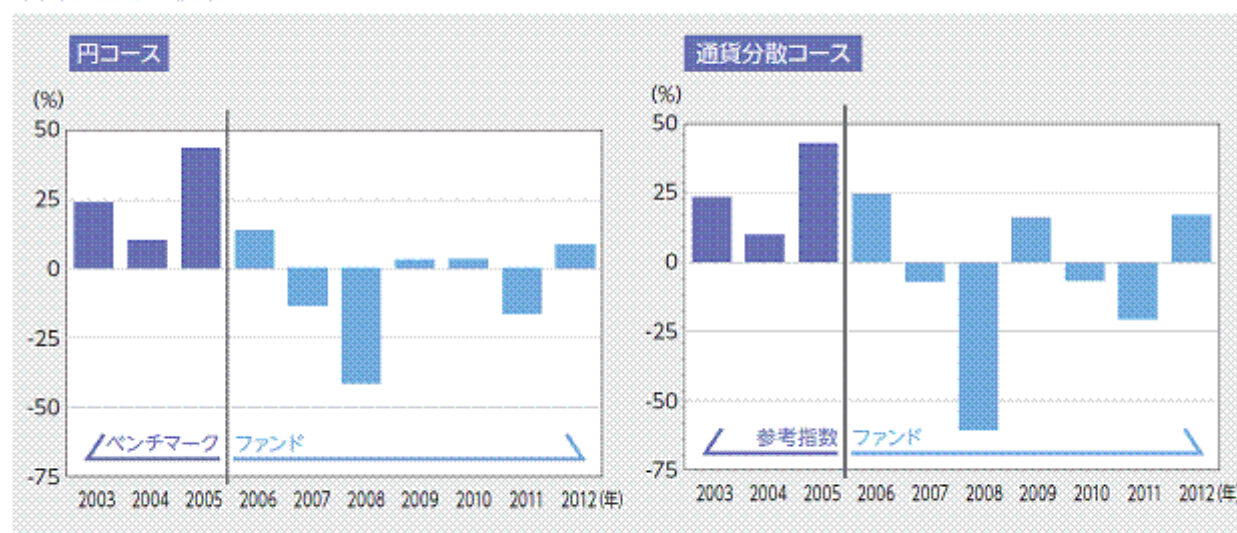
組入上位銘柄

	銘柄名	市場	業種	円コース	通貨分散コース
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	東証一部	銀行業	4.8%	4.3%
2	三井住友フィナンシャルグループ	東証一部	銀行業	4.0%	3.6%
3	日本たばこ産業	東証一部	食料品	3.3%	2.9%
4	三井住友トラスト・ホールディングス	東証一部	銀行業	2.5%	2.3%
5	国際石油開発帝石	東証一部	紙業	2.5%	2.3%
6	エーザイ	東証一部	医薬品	2.2%	2.0%
7	三井物産	東証一部	卸売業	2.2%	1.9%
8	オリックス	東証一部	その他金融業	2.0%	1.8%
9	本田技研工業	東証一部	輸送用機器	2.0%	1.8%
10	ダイハツ工業	東証一部	輸送用機器	2.0%	1.8%

ポートフォリオ構成

資産構成	円コース	通貨分散コース
株式	95.9%	85.0%
先物	3.8%	12.5%
現金等	0.3%	2.4%
合計	100.0%	100.0%

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。●2003年から2005年まではTOPIX（円コースはベンチマーク、通貨分散コースは参考指数）の収益率を表示しています。●2006年は設定日（6月14日）から年末までの騰落率、2012年は1月から11月末までの騰落率を表示しています。●ベンチマークおよび参考指数はあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時*までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

* 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、以下のとおりとします。

円コース：取得申込日の基準価額です。

（スイッチングの場合は取得申込日の翌営業日の基準価額）

通貨分散コース：取得申込日の翌営業日の基準価額です。

なお、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「株プラ円」および「株プラ通」）。

(4) お買付単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。販売会社によっては、円コースと通貨分散コースの間でスイッチングが可能です。スイッチングのお申込単位は、販売会社によって異なります。また、スイッチングの際に申込手数料がかかる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時^{*}までにご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

^{*} 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、円コースの場合は一部解約の実行の請求日の基準価額、通貨分散コースの場合は一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取り額は、それぞれ当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称:「株プラ円」および「株プラ通」）。

(5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日の一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) また、信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「株プラン」および「株プラン通」）。年2回（5月および11月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2006年6月14日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

<円コース>

円コースの計算期間は、毎年2月11日から5月10日まで、5月11日から8月10日まで、8月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年2月10日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2006年6月14日から2006年8月10日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

<通貨分散コース>

通貨分散コースの計算期間は毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2006年6月14日から2006年8月10日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、円コースおよび通貨分散コースそれぞれについて、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、当該各コースにかかる信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認

めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができます。あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- (a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- (b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- (d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) G S 日本株・プラス（円コース）及びG S 日本株・プラス（通貨分散コース）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 円コース及び通貨分散コースの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 円コース及び通貨分散コースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2012年5月11日から2012年11月12日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【GS日本株・プラス(円コース)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2012年5月10日現在)	当期 (2012年11月12日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	376,016,791	326,622,840
未収入金	-	7,263,640
流動資産合計	376,016,791	333,886,480
資産合計	376,016,791	333,886,480
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,525,667	2,346,199
未払解約金	-	7,263,640
未払受託者報酬	55,006	46,726
未払委託者報酬	1,265,191	1,074,622
その他未払費用	52,335	44,447
流動負債合計	3,898,199	10,775,634
負債合計	3,898,199	10,775,634
純資産の部		
元本等		
元本	841,889,157	782,066,382
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	469,770,565	458,955,536
(分配準備積立金)	1,662,257	726,915
元本等合計	372,118,592	323,110,846
純資産合計	372,118,592	323,110,846
負債純資産合計	376,016,791	333,886,480

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	当期 自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	38,432,958	16,500,690
営業収益合計	38,432,958	16,500,690
営業費用		
受託者報酬	107,462	93,457
委託者報酬	2,471,592	2,149,506
その他費用	102,241	88,908
営業費用合計	2,681,295	2,331,871
営業利益又は営業損失()	35,751,663	18,832,561
経常利益又は経常損失()	35,751,663	18,832,561
当期純利益又は当期純損失()	35,751,663	18,832,561
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	5,718,724	466,880
期首剰余金又は期首欠損金()	552,151,561	469,770,565
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,282,958	44,057,508
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,282,958	44,057,508
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,567,505	10,048,965
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,567,505	10,048,965
分配金	5,367,396	4,827,833
期末剰余金又は期末欠損金()	469,770,565	458,955,536

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	当期 自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		特定期間の取扱い 2012年11月10日及びその翌日が休業日のため、当特定期間末日は2012年11月12日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2012年 5月10日現在)	当期 (2012年11月12日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	944,725,926円	841,889,157円
期中追加設定元本額	26,035,339円	17,541,800円
期中一部解約元本額	128,872,108円	77,364,575円
2. 受益権の総数	841,889,157口	782,066,382口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は469,770,565円です。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は458,955,536円です。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	当期 自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
分配金の計算過程		
	2011年11月11日から 2012年 2月10日までの計算期間	2012年 5月11日から 2012年 8月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	447,359円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	20,612,160円	16,726,851円
分配準備積立金額	886,739円	1,615,486円
本ファンドの分配対象収益額	21,946,258円	18,342,337円
本ファンドの期末残存口数	947,243,310口	827,211,437口
1口当たり収益分配対象額	0.023168円	0.022173円
1口当たり分配金額	0.0030円	0.0030円
収益分配金金額	2,841,729円	2,481,634円
	2012年 2月11日から 2012年 5月10日までの計算期間	2012年 8月11日から 2012年11月12日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	4,186,761円	3,072,393円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	17,004,651円	15,004,035円
分配準備積立金額	1,163円	721円
本ファンドの分配対象収益額	21,192,575円	18,077,149円
本ファンドの期末残存口数	841,889,157口	782,066,382口
1口当たり収益分配対象額	0.025172円	0.023114円
1口当たり分配金額	0.0030円	0.0030円
収益分配金金額	2,525,667円	2,346,199円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	当期 自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等にも実際の売買取引が則しているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等にも実際の売買取引が則しているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	当期 自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2012年5月10日現在)	当期 (2012年11月12日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,279,774	5,824,551
合計	4,279,774	5,824,551

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2012年5月10日現在)	当期 (2012年11月12日現在)
1口当たり純資産額	0.4420円	0.4132円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス日本計量株式 マザーファンド	407,311,186	326,622,840	
合計			407,311,186	326,622,840	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【GS日本株・プラス(通貨分散コース)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2012年5月10日現在)	当期 (2012年11月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	405,774,913	373,513,877
親投資信託受益証券	4,483,356,849	3,812,427,594
派生商品評価勘定	4,735,250	31,463,200
未収利息	875	788
前払金	36,620,000	900,000
差入委託証拠金	10,920,000	9,900,000
流動資産合計	4,941,407,887	4,228,205,459
資産合計		
	4,941,407,887	4,228,205,459
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	153,671,750	20,435,564
未払収益分配金	8,783,327	8,171,969
未払解約金	5,193,962	12,312,561
未払受託者報酬	266,095	247,667
未払委託者報酬	6,386,332	5,943,937
その他未払費用	170,933	176,654
流動負債合計	174,472,399	47,288,352
負債合計		
	174,472,399	47,288,352
純資産の部		
元本等		
元本	17,566,654,114	16,343,939,896
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,799,718,626	12,163,022,789
(分配準備積立金)	483,503,554	441,553,082
元本等合計	4,766,935,488	4,180,917,107
純資産合計		
	4,766,935,488	4,180,917,107
負債純資産合計		
	4,941,407,887	4,228,205,459

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	当期 自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
営業収益		
受取利息	156,349	135,113
有価証券売買等損益	364,261,301	200,929,255
派生商品取引等損益	15,324,423	25,760,985
為替差損益	143,125,750	45,633,220
その他収益	341,704	-
営業収益合計	523,209,527	180,921,907
営業費用		
受託者報酬	1,593,954	1,414,584
委託者報酬	38,255,038	33,949,904
その他費用	1,130,364	1,009,000
営業費用合計	40,979,356	36,373,488
営業利益又は営業損失()	482,230,171	217,295,395
経常利益又は経常損失()	482,230,171	217,295,395
当期純利益又は当期純損失()	482,230,171	217,295,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	19,603,317	2,721,339
期首剰余金又は期首欠損金()	14,809,869,546	12,799,718,626
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,818,381,707	1,098,742,509
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,818,381,707	1,098,742,509
剰余金減少額又は欠損金増加額	205,893,204	191,045,557
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	205,893,204	191,045,557
分配金	64,964,437	50,984,381
期末剰余金又は期末欠損金()	12,799,718,626	12,163,022,789

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	当期 自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		特定期間の取扱い 2012年11月10日及びその翌日が休業日のため、当特定期間末日は2012年11月12日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2012年 5月10日現在)	当期 (2012年11月12日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	19,752,341,124円	17,566,654,114円
期中追加設定元本額	284,958,552円	256,106,748円
期中一部解約元本額	2,470,645,562円	1,478,820,966円
2. 受益権の総数	17,566,654,114口	16,343,939,896口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,799,718,626円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,163,022,789円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期	当期
	自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
分配金の計算過程		
	2011年11月11日から 2011年12月12日までの計算期間	2012年 5月11日から 2012年 6月11日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	443,543円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,069,452,355円	1,866,733,966円
分配準備積立金額	547,418,055円	478,811,130円
本ファンドの分配対象収益額	2,617,313,953円	2,345,545,096円
本ファンドの期末残存口数	19,473,652,592口	17,482,255,759口
1口当たり収益分配対象額	0.134402円	0.134167円
1口当たり分配金額	0.0010円	0.0005円
収益分配金金額	19,473,652円	8,741,127円
	2011年12月13日から 2012年 1月10日までの計算期間	2012年 6月12日から 2012年 7月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	- 円	2,604,519円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,053,872,565円	1,857,399,987円
分配準備積立金額	523,284,114円	465,646,831円
本ファンドの分配対象収益額	2,577,156,679円	2,325,651,337円
本ファンドの期末残存口数	19,318,550,507口	17,379,225,537口
1口当たり収益分配対象額	0.133403円	0.133817円
1口当たり分配金額	0.0005円	0.0005円
収益分配金金額	9,659,275円	8,689,612円
	2012年 1月11日から 2012年 2月10日までの計算期間	2012年 7月11日から 2012年 8月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	651,246円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,957,237,557円	1,842,110,955円
分配準備積立金額	487,630,279円	454,629,751円
本ファンドの分配対象収益額	2,445,519,082円	2,296,740,706円
本ファンドの期末残存口数	18,395,844,176口	17,227,546,773口
1口当たり収益分配対象額	0.132938円	0.133317円
1口当たり分配金額	0.0005円	0.0005円
収益分配金金額	9,197,922円	8,613,773円

区分	前期	当期
	自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
	2012年 2月11日から 2012年 3月12日までの計算期間	2012年 8月11日から 2012年 9月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,209,788円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,914,907,488円	1,810,061,865円
分配準備積立金額	466,456,051円	437,519,203円
本ファンドの分配対象収益額	2,383,573,327円	2,247,581,068円
本ファンドの期末残存口数	17,980,826,780口	16,922,265,462口
1口当たり収益分配対象額	0.132561円	0.132817円
1口当たり分配金額	0.0005円	0.0005円
収益分配金金額	8,990,413円	8,461,132円
	2012年 3月13日から 2012年 4月10日までの計算期間	2012年 9月11日から 2012年10月10日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	54,814,714円	45,534,616円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,888,454,372円	1,777,678,905円
分配準備積立金額	451,845,502円	420,658,365円
本ファンドの分配対象収益額	2,395,114,588円	2,243,871,886円
本ファンドの期末残存口数	17,719,696,144口	16,613,537,580口
1口当たり収益分配対象額	0.135166円	0.135062円
1口当たり分配金額	0.0005円	0.0005円
収益分配金金額	8,859,848円	8,306,768円
	2012年 4月11日から 2012年 5月10日までの計算期間	2012年10月11日から 2012年11月12日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	- 円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,873,363,730円	1,749,562,903円
分配準備積立金額	492,286,881円	449,725,051円
本ファンドの分配対象収益額	2,365,650,611円	2,199,287,954円
本ファンドの期末残存口数	17,566,654,114口	16,343,939,896口
1口当たり収益分配対象額	0.134667円	0.134562円
1口当たり分配金額	0.0005円	0.0005円
収益分配金金額	8,783,327円	8,171,969円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	当期 自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、株式関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則しているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則しているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	当期 自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2012年 5月10日現在)	当期 (2012年11月12日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	212,934,102	48,968,703
合計	212,934,102	48,968,703

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

区分	種類	前期(2012年5月10日現在)				当期(2012年11月12日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引								
	買建	464,740,000	-	428,960,000	35,780,000	439,500,000	-	432,900,000	6,600,000
	合計	464,740,000	-	428,960,000	35,780,000	439,500,000	-	432,900,000	6,600,000

(2) 通貨関連

区分	種類	前期(2012年5月10日現在)				当期(2012年11月12日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	833,033,100	-	821,013,000	12,020,100	693,352,000	-	699,600,000	6,248,000
	カナダドル	832,621,100	-	819,674,000	12,947,100	689,412,120	-	683,442,000	5,970,120
	ユーロ	832,146,500	-	814,964,000	17,182,500	694,360,920	-	687,684,000	6,676,920
	英ポンド	831,554,750	-	836,290,000	4,735,250	696,254,900	-	695,090,000	1,164,900
	オーストラリアドル	831,970,000	-	801,600,000	30,370,000	692,781,600	-	710,102,000	17,320,400
	ニュージーランドドル	827,475,000	-	782,125,000	45,350,000	691,513,200	-	699,408,000	7,894,800
	合計	4,988,800,450	-	4,875,666,000	113,134,450	4,157,674,740	-	4,175,326,000	17,651,260

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	前期 自 2011年11月11日 至 2012年5月10日			当期 自 2012年5月11日 至 2012年11月12日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買取手数料	為替 - 円	-	有価証券等 売買取手数料	為替 - 円	-
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買取手数料	先物 114,577円	-	有価証券等 売買取手数料	先物 88,985円	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買取手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2012年5月10日現在)	当期 (2012年11月12日現在)
1口当たり純資産額	0.2714円	0.2558円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス日本計量株式 マザーファンド	4,754,243,166	3,812,427,594	
合計			4,754,243,166	3,812,427,594	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

[次へ](#)

参考情報

円コース及び通貨分散コースは、「ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2012年5月10日現在)	(2012年11月12日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		187,682,494	160,680,503
株式		7,164,865,680	6,407,861,110
未収入金		12,481,669	241,578,475
未収配当金		109,680,950	87,797,050
未収利息		404	339
差入委託証拠金		26,577,230	13,668,108
流動資産合計		7,501,288,427	6,911,585,585
資産合計		7,501,288,427	6,911,585,585
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		20,989,999	3,789,999
未払金		-	238,344,690
未払解約金		300,000	7,263,640
流動負債合計		21,289,999	249,398,329
負債合計		21,289,999	249,398,329
純資産の部			
元本等			
元本		8,903,348,771	8,308,010,421
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		1,423,350,343	1,645,823,165
元本等合計		7,479,998,428	6,662,187,256
純資産合計		7,479,998,428	6,662,187,256
負債純資産合計		7,501,288,427	6,911,585,585

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	先物取引 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2012年 5月10日現在)	(2012年11月12日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	13,007,545,422円	8,903,348,771円
期中追加設定元本額	201,529,371円	160,231,773円
期中一部解約元本額	4,305,726,022円	755,570,123円
期末元本額	8,903,348,771円	8,308,010,421円
元本の内訳		
聖徳太子 ゴールドマン・サックス日本バランス・ファンド	3,053,834,112円	3,084,670,306円
G S 日本株・プラス(円コース)	447,585,754円	407,311,186円
G S 日本株・プラス(通貨分散コース)	5,336,694,262円	4,754,243,166円
V A 龍馬 G S 日本株計量アクティブファンド (適格機関投資家専用)	65,234,643円	61,785,763円
2. 受益権の総数	8,903,348,771口	8,308,010,421口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,423,350,343円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,645,823,165円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は株式であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、株式関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2011年11月11日 至 2012年 5月10日	自 2012年 5月11日 至 2012年11月12日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2. 時価の算定方法	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2012年5月10日現在)	(2012年11月12日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	145,629,008	279,096,955
合計	145,629,008	279,096,955

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	種類	(2012年5月10日現在)				(2012年11月12日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引								
	買建	312,069,999	-	291,080,000	20,989,999	256,314,999	-	252,525,000	3,789,999
	合計	312,069,999	-	291,080,000	20,989,999	256,314,999	-	252,525,000	3,789,999

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(2012年5月10日現在)	(2012年11月12日現在)
1口当たり純資産額	0.8401円	0.8019円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	410	431,000.00	176,710,000	
	ミライト・ホールディングス	4,400	580.00	2,552,000	
	大林組	28,000	326.00	9,128,000	
	鹿島建設	75,000	206.00	15,450,000	
	大和ハウス工業	8,000	1,168.00	9,344,000	
	協和エクシオ	4,000	760.00	3,040,000	
	中部飼料	24,000	488.00	11,712,000	
	日本甜菜製糖	52,000	150.00	7,800,000	
	亀田製菓	1,200	1,884.00	2,260,800	
	米久	31,600	650.00	20,540,000	
	アサヒグループホールディングス	3,000	1,778.00	5,334,000	
	キリンホールディングス	31,000	993.00	30,783,000	
	三国コカ・コーラボトリング	13,600	670.00	9,112,000	
	ダイトードリンコ	2,500	3,345.00	8,362,500	
	味の素	39,000	1,140.00	44,460,000	
	日本たばこ産業	94,000	2,214.00	208,116,000	
	わらべや日洋	37,300	1,548.00	57,740,400	
	倉敷紡績	63,000	124.00	7,812,000	
	ワコールホールディングス	4,000	858.00	3,432,000	
	ホギメディカル	1,200	4,010.00	4,812,000	
	三陽商会	12,000	228.00	2,736,000	
	旭化成	192,000	439.00	84,288,000	
	日本曹達	13,000	345.00	4,485,000	
電気化学工業	17,000	250.00	4,250,000		
日本触媒	8,000	758.00	6,064,000		
三菱瓦斯化学	86,000	440.00	37,840,000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ダイセル	101,000	462.00	46,662,000	
	積水化学工業	63,000	616.00	38,808,000	
	積水樹脂	4,000	771.00	3,084,000	
	日立化成工業	11,900	1,043.00	12,411,700	
	日油	47,000	361.00	16,967,000	
	日本ペイント	5,000	646.00	3,230,000	
	サカタインクス	17,000	361.00	6,137,000	
	資生堂	73,900	1,075.00	79,442,500	
	ポーラ・オルビスホールディングス	3,300	2,398.00	7,913,400	
	コニシ	9,300	1,188.00	11,048,400	
	協和発酵キリン	19,000	809.00	15,371,000	
	アステラス製薬	8,100	4,020.00	32,562,000	
	エーザイ	45,900	3,365.00	154,453,500	
	小野薬品工業	5,500	4,455.00	24,502,500	
	参天製薬	2,800	3,320.00	9,296,000	
	第一三共	81,600	1,192.00	97,267,200	
	大塚ホールディングス	56,700	2,422.00	137,327,400	
	大正製薬ホールディングス	1,000	5,940.00	5,940,000	
	出光興産	800	6,630.00	5,304,000	
	東洋ゴム工業	57,000	198.00	11,286,000	
	バンドー化学	52,000	243.00	12,636,000	
	日本電気硝子	49,000	414.00	20,286,000	
	太平洋セメント	70,000	170.00	11,900,000	
	TOTO	15,000	537.00	8,055,000	
	黒崎播磨	14,000	177.00	2,478,000	
	神戸製鋼所	92,000	66.00	6,072,000	
	DOWAホールディングス	13,000	496.00	6,448,000	
	古河スカイ	37,000	188.00	6,956,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	住友電気工業	112,400	817.00	91,830,800	
	リョービ	14,000	165.00	2,310,000	
	SUMCO	12,500	518.00	6,475,000	
	岡部	11,700	494.00	5,779,800	
	パイオラックス	2,900	1,650.00	4,785,000	
	日本製鋼所	21,000	463.00	9,723,000	
	アマダ	72,000	396.00	28,512,000	
	SMC	1,000	12,370.00	12,370,000	
	住友重機械工業	251,000	299.00	75,049,000	
	クボタ	61,000	795.00	48,495,000	
	アイチ コーポレーション	26,100	307.00	8,012,700	
	酒井重工業	51,000	235.00	11,985,000	
	大和冷機工業	11,000	344.00	3,784,000	
	イビデン	3,100	960.00	2,976,000	
	日立製作所	203,000	407.00	82,621,000	
	デンヨー	16,600	808.00	13,412,800	
	東芝テック	17,000	385.00	6,545,000	
	日本電産	18,400	5,080.00	93,472,000	
	日本電気	83,000	139.00	11,537,000	
	富士通	60,000	272.00	16,320,000	
	ワコム	88	229,700.00	20,213,600	
	アンリツ	15,000	1,025.00	15,375,000	
	TDK	32,400	2,768.00	89,683,200	
	OBARA GROUP	2,700	839.00	2,265,300	
	ウシオ電機	31,100	825.00	25,657,500	
	小糸製作所	11,000	998.00	10,978,000	
	東京エレクトロン	6,600	3,380.00	22,308,000	
	トヨタ紡織	2,700	742.00	2,003,400	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	デンソー	3,300	2,338.00	7,715,400	
	東海理化電機製作所	22,200	955.00	21,201,000	
	川崎重工業	100,000	168.00	16,800,000	
	日産自動車	14,000	688.00	9,632,000	
	いすゞ自動車	63,000	439.00	27,657,000	
	トヨタ自動車	37,100	3,085.00	114,453,500	
	日野自動車	49,000	617.00	30,233,000	
	三菱自動車工業	77,000	68.00	5,236,000	
	新明和工業	57,000	445.00	25,365,000	
	トピー工業	43,000	154.00	6,622,000	
	フタバ産業	22,100	298.00	6,585,800	
	太平洋工業	24,000	444.00	10,656,000	
	アイシン精機	48,500	2,127.00	103,159,500	
	ダイハツ工業	98,000	1,337.00	131,026,000	
	本田技研工業	52,500	2,358.00	123,795,000	
	富士重工業	41,000	793.00	32,513,000	
	ヨロズ	24,400	1,107.00	27,010,800	
	シマノ	3,700	5,050.00	18,685,000	
	テイ・エス テック	2,100	1,300.00	2,730,000	
	エー・アンド・デイ	25,300	253.00	6,400,900	
	ダンロップスポーツ	7,000	1,020.00	7,140,000	
	バンダイナムコホールディングス	17,000	1,174.00	19,958,000	
	大日本印刷	21,000	570.00	11,970,000	
	三菱鉛筆	13,100	1,325.00	17,357,500	
	中部電力	23,500	962.00	22,607,000	
	関西電力	32,200	612.00	19,706,400	
	中国電力	10,500	955.00	10,027,500	
	北陸電力	10,200	787.00	8,027,400	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	東北電力	11,800	616.00	7,268,800	
	四国電力	5,000	849.00	4,245,000	
	九州電力	9,900	622.00	6,157,800	
	沖縄電力	1,400	2,385.00	3,339,000	
	電源開発	2,600	1,929.00	5,015,400	
	東海旅客鉄道	15,800	6,610.00	104,438,000	
	丸全昭和運輸	25,000	228.00	5,700,000	
	日本梱包運輸倉庫	77,100	913.00	70,392,300	
	セイノーホールディングス	43,000	440.00	18,920,000	
	日立物流	10,300	1,165.00	11,999,500	
	日本郵船	16,000	153.00	2,448,000	
	日本航空	34,900	3,810.00	132,969,000	
	I Tホールディングス	7,800	994.00	7,753,200	
	フジ・メディア・ホールディングス	25	114,500.00	2,862,500	
	ヤフー	423	26,720.00	11,302,560	
	シーエーシー	20,300	662.00	13,438,600	
	大塚商会	2,200	6,300.00	13,860,000	
	ネットワンシステムズ	86,300	799.00	68,953,700	
	エイベックス・グループ・ホールディングス	9,100	1,615.00	14,696,500	
	兼松エレクトロニクス	14,000	880.00	12,320,000	
	スカパーJ S A Tホールディングス	141	34,150.00	4,815,150	
	日本電信電話	26,700	3,660.00	97,722,000	
	K D D I	7,600	6,060.00	46,056,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	434	114,900.00	49,866,600	
	東宝	5,900	1,308.00	7,717,200	
	エヌ・ティ・ティ・データ	79	229,800.00	18,154,200	
	D T S	29,200	1,050.00	30,660,000	
	T K C	12,100	1,509.00	18,258,900	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ソフトバンク	35,700	2,768.00	98,817,600	
	伊藤忠食品	5,500	2,864.00	15,752,000	
	アルフレッサ ホールディングス	1,400	3,425.00	4,795,000	
	アルコニックス	1,700	1,182.00	2,009,400	
	八洲電機	16,600	332.00	5,511,200	
	U K C ホールディングス	3,000	1,443.00	4,329,000	
	小野建	27,100	608.00	16,476,800	
	伊藤忠商事	166,900	786.00	131,183,400	
	日立ハイテクノロジーズ	3,300	1,663.00	5,487,900	
	カメイ	4,000	655.00	2,620,000	
	椿本興業	35,000	225.00	7,875,000	
	住友商事	112,800	1,013.00	114,266,400	
	三菱商事	120,100	1,437.00	172,583,700	
	三信電気	8,000	566.00	4,528,000	
	タキヒヨー	44,000	404.00	17,776,000	
	ローソン	9,900	5,640.00	55,836,000	
	ゲオホールディングス	90	86,800.00	7,812,000	
	パル	600	4,025.00	2,415,000	
	マツモトキヨシホールディングス	2,900	1,857.00	5,385,300	
	セブン&アイ・ホールディングス	8,400	2,332.00	19,588,800	
	メディカルシステムネットワーク	6,100	424.00	2,586,400	
	コナカ	3,300	615.00	2,029,500	
	オークワ	12,000	1,010.00	12,120,000	
	青山商事	72,100	1,358.00	97,911,800	
	しまむら	1,000	8,040.00	8,040,000	
	高島屋	56,000	482.00	26,992,000	
	ユニー	5,100	543.00	2,769,300	
	日産東京販売ホールディングス	16,000	315.00	5,040,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ニトリホールディングス	900	6,110.00	5,499,000	
	あおぞら銀行	29,000	227.00	6,583,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	909,200	350.00	318,220,000	
	三井住友トラスト・ホールディングス	726,000	234.00	169,884,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	108,800	2,371.00	257,964,800	
	七十七銀行	35,000	303.00	10,605,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	63,000	304.00	19,152,000	
	セブン銀行	62,400	223.00	13,915,200	
	みずほフィナンシャルグループ	564,900	122.00	68,917,800	
	トモニホールディングス	7,700	315.00	2,425,500	
	SBIホールディングス	43,500	574.00	24,969,000	
	野村ホールディングス	122,400	284.00	34,761,600	
	芙蓉総合リース	18,600	2,091.00	38,892,600	
	東京センチュリーリース	9,600	1,577.00	15,139,200	
	リコーリース	7,600	1,818.00	13,816,800	
	イオンクレジットサービス	56,600	1,669.00	94,465,400	
	ジャックス	18,000	308.00	5,544,000	
	日立キャピタル	8,200	1,555.00	12,751,000	
	オリックス	17,570	7,970.00	140,032,900	
	NECキャピタルソリューション	3,400	1,092.00	3,712,800	
	野村不動産ホールディングス	7,700	1,413.00	10,880,100	
	パーク24	15,800	1,345.00	21,251,000	
	東京建物	116,000	307.00	35,612,000	
	東急不動産	115,000	446.00	51,290,000	
	テーオーシー	6,500	417.00	2,710,500	
	アーネストワン	6,100	1,161.00	7,082,100	
	NECフィールドディング	6,300	910.00	5,733,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ケネディクス	1,797	12,100.00	21,743,700	
	電通	5,700	1,762.00	10,043,400	
	ダスキン	38,100	1,501.00	57,188,100	
	ラウンドワン	39,800	402.00	15,999,600	
	リゾートトラスト	3,600	1,468.00	5,284,800	
	ビー・エム・エル	1,300	2,042.00	2,654,600	
	ワタベウェディング	18,300	620.00	11,346,000	
	もしもしホットライン	46,800	1,172.00	54,849,600	
	東急コミュニティー	5,500	2,825.00	15,537,500	
	エイチ・アイ・エス	5,900	2,447.00	14,437,300	
	丹青社	10,000	237.00	2,370,000	
	ベネッセホールディングス	4,000	3,460.00	13,840,000	
	ニチイ学館	10,100	607.00	6,130,700	
	合計			6,407,861,110	

(イ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

<GS 日本株・プラス(円コース)>

【純資産額計算書】

(2012年11月30日現在)

資産総額	346,327,556円
負債総額	781,017円
純資産総額(-)	345,546,539円
発行済口数	779,903,546口
1口当たり純資産額(/)	0.4431円

<GS 日本株・プラス(通貨分散コース)>

純資産額計算書

(2012年11月30日現在)

資産総額	4,628,390,819円
負債総額	18,893,852円
純資産総額(-)	4,609,496,967円
発行済口数	16,153,196,419口
1口当たり純資産額(/)	0.2854円

参考情報

<ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド>

純資産額計算書

(2012年11月30日現在)

資産総額	7,144,418,477円
負債総額	562,822円
純資産総額(-)	7,143,855,655円
発行済口数	8,302,294,740口
1口当たり純資産額(/)	0.8605円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

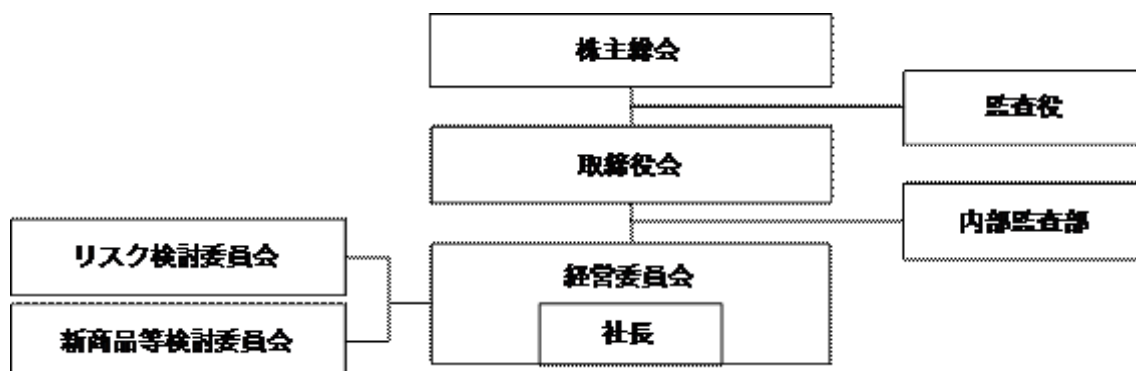
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

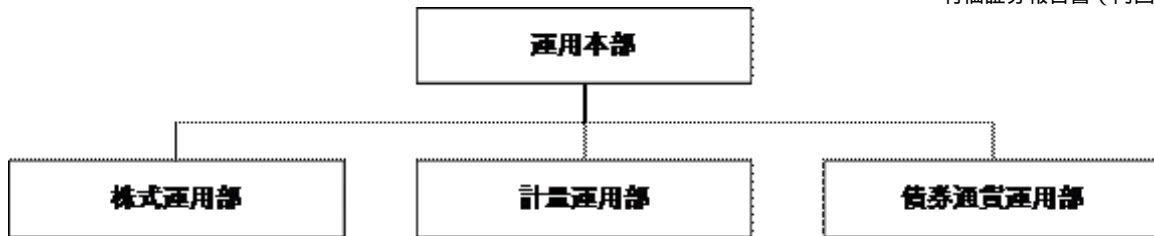
リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部およびマルチプロダクト・ファンド室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2012年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	100	1,196,436,044,503
合計	100	1,196,436,044,503

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第16期 (平成23年3月31日現在)			第17期 (平成24年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			5,260,116			3,285,446	
有価証券			11,996,812			11,797,976	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			12,310			468	
未収入金	* 1		-			406,284	
未収委託者報酬			1,179,339			1,064,467	
未収運用受託報酬			974,480			1,026,201	
未収収益	* 1		503,943			159,925	
立替金			84,372			34,566	
繰延税金資産			441,173			489,782	
流動資産計			20,452,575	87.7		18,265,146	90.9
固定資産							
無形固定資産			133,057			694	
ソフトウェア		132,362			-		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			2,748,369			1,830,583	
投資有価証券		1,087,459			684,540		
長期差入保証金		-			10,000		
繰延税金資産		1,636,928			1,135,876		
その他の投資等		23,981			166		
固定資産計			2,881,426	12.3		1,831,278	9.1
資産合計			23,334,002	100.0		20,096,424	100.0

期別		第16期 (平成23年3月31日現在)			第17期 (平成24年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			305			82	
未払金			500,286			853,668	
未払収益分配金		125			151		
未払償還金		72			72		
未払手数料		500,088			447,157		
その他未払金		-			406,287		
未払費用	* 1		2,176,374			1,998,271	
未払法人税等			629,052			190,726	
未払消費税等			32,752			30,533	
流動負債計			3,338,771	14.3		3,073,282	15.3
固定負債							
長期未払費用	* 1		3,631,711			2,945,495	
役員退職慰労引当金			875,845			222,911	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			4,508,207	19.3		3,169,057	15.8
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			0			-	
特別法上の準備金計			0	0.0		-	0.0
負債合計			7,846,979	33.6		6,242,339	31.1

期別		第16期 (平成23年3月31日現在)			第17期 (平成24年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			14,559,911			12,921,678	
その他利益剰余金		14,559,911			12,921,678		
繰越利益剰余金		14,559,911			12,921,678		
株主資本合計			15,439,911	66.2		13,801,678	68.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		47,111			52,406		
評価・換算差額等合計			47,111	0.2		52,406	0.3
純資産合計			15,487,022	66.4		13,854,085	68.9
負債・純資産合計			23,334,002	100.0		20,096,424	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第16期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日			第17期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			11,155,324			9,262,739	
運用受託報酬	* 2		6,524,566			5,636,349	
その他営業収益	* 2		5,720,903			5,514,145	
営業収益計			23,400,795	100.0		20,413,234	100.0
営業費用							
支払手数料			5,811,677			4,702,587	
広告宣伝費			77,931			165,456	
調査費			4,138,815			4,318,795	
調査費		0				-	
委託調査費	* 2	4,138,814			4,318,795		
委託計算費			200,594			163,984	
営業雑経費			435,984			365,639	
通信費		247,413			212,981		
印刷費		160,208			130,935		
協会費		28,362			21,722		
営業費用計			10,665,004	45.6		9,716,463	47.6
一般管理費							
給料			6,888,334			5,308,793	
役員報酬		161,011			163,438		
給料・手当		3,004,836			2,866,902		
賞与		1,029,476			488,900		
株式従業員報酬	* 1,2	778,541			199,573		
その他の報酬		1,914,468			1,589,978		
交際費			39,406			26,547	
寄付金			44,518			92,237	
旅費交通費			217,421			204,386	
租税公課			47,335			60,314	
不動産賃借料			576,617			458,251	
退職給付費用			811,570			635,720	
固定資産減価償却費			49,760			24,336	
事務委託費			313,451			386,181	
諸経費			1,218,027			1,284,675	
一般管理費計			10,206,444	43.6		8,481,445	41.5
営業利益			2,529,346	10.8		2,215,325	10.9

期別		第16期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日			第17期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益 の部	営業外収益							
	為替差益			16,136			-	
	受取利息			21,964			21,224	
	投資有価証券売却益			-			77,795	
	株式従業員報酬	* 1,2		55,488			251,012	
	雑益			165			2,903	
	営業外収益計			93,755	0.4		352,935	1.7
	営業外費用							
	支払利息			-			0	
	為替差損			-			22,648	
	雑損			0			0	
営業外費用計			0	0.0		22,649	0.1	
経常利益				2,623,101	11.2		2,545,612	12.5

期別		第16期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日			第17期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益						
	金融商品取引責任準備 金戻入額		-			0	
	特別利益計		-	0.0		0	0.0
	特別損失						
	特別損失計		-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益			2,623,101	11.2		2,545,613	12.5
法人税、住民税及び事業税			1,158,841	5.0		731,215	3.6
法人税等調整額			5,213	0.0		452,629	2.2
当期純利益			1,459,046	6.2		1,361,767	6.7

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第16期
（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成22年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				2,500,000	2,500,000	2,500,000			2,500,000
当期純利益				1,459,046	1,459,046	1,459,046			1,459,046
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							4,364	4,364	4,364
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,040,953	1,040,953	1,040,953	4,364	4,364	1,036,588
平成23年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022

第17期
（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成23年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000			3,000,000
当期純利益				1,361,767	1,361,767	1,361,767			1,361,767
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							5,294	5,294	5,294
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,638,232	1,638,232	1,638,232	5,294	5,294	1,632,937
平成24年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 (2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。

<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。</p>
-----------------------------------	--

表示方法の変更

<p>その他の報酬に関する表示方法の変更</p>	<p>従来、関係会社から振替えられる兼職職 員関連の費用は、全て「一般管理費」の 「その他の報酬」に含めておりました が、人件費以外の費用も一部含まれてい ることから、当会計年度より、当該人件費 以外の金額を財務諸表により明瞭に反映 させるため、「一般管理費」の「諸経 費」に含めることとしました。</p> <p>この表示方法の変更を反映させるため、 前会計年度の財務諸表の組替えを行って おります。</p> <p>この結果、前会計年度の損益計算書にお いて、「一般管理費」の「給料」及び 「その他の報酬」並びに「諸経費」に表 示していた7,651,162千円、2,677,296千 円及び455,198千円は、それぞれ、 6,888,334千円、1,914,468千円及び 1,218,027千円に組替えられております。</p>
--------------------------	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第16期 (平成23年3月31日現在)	第17期 (平成24年3月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 138,806千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 40,141千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 116,408千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 同左</p> <p>流動資産</p> <p>未収入金 404,033千円</p>

（損益計算書関係）

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,154,351千円</p> <p>その他営業収益 5,677,633千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 4,138,814千円</p> <p>株式従業員報酬 119,593千円</p> <p>営業外費用</p> <p>株式従業員報酬 124,855千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <p>営業収益</p> <p>その他営業収益 5,452,985千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 4,318,795千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 56,181千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第16期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成22年9月27日 臨時株主総会	普通株式	2,500,000	390,625	平成22年9月30日	平成22年9月30日

第17期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成24年3月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成24年3月22日	平成24年3月22日

(リース取引関係)

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

第16期

(自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であり、当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内にて設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の70%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第16期
(自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,260,116	5,260,116	-
有価証券			
其他有価証券	11,996,812	11,996,812	-
未収委託者報酬	1,179,339	1,179,339	-
未収運用受託報酬	974,480	974,480	-

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,260,116	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	12,000,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,179,339	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	974,480	-	-	-	-	-

第17期

（自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第17期
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,285,446	3,285,446	-
有価証券			
其他有価証券	11,797,976	11,797,976	-
未収委託者報酬	1,064,467	1,064,467	-
未収運用受託報酬	1,026,201	1,026,201	-

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,285,446	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	11,800,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,064,467	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,026,201	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）					第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,087,459	79,432	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	600,000	684,540	84,540
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	11,996,812	11,996,812	-	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	11,797,976	11,797,976	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
					売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
					1,095,821	77,795	-		

（デリバティブ取引関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第16期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第17期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">371,686千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">48,985</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">20,502</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">441,173</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">441,173</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,275,508</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">356,412</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">37,328</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,669,249</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">32,321</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,321</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,636,928千円</td> </tr> </table>	未払費用	371,686千円	未払事業税	48,985	その他	20,502	小計	441,173	小計	-	繰延税金資産の純額	441,173	長期未払費用	1,275,508	役員退職慰労引当金	356,412	その他	37,328	小計	1,669,249	その他有価証券評価差額金	32,321	小計	32,321	繰延税金資産の純額	1,636,928千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">456,569千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">15,881</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">17,331</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">489,782</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">489,782</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,033,933</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">81,558</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">52,518</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,168,010</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">32,133</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,133</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,135,876千円</td> </tr> </table>	未払費用	456,569千円	未払事業税	15,881	その他	17,331	小計	489,782	小計	-	繰延税金資産の純額	489,782	長期未払費用	1,033,933	役員退職慰労引当金	81,558	その他	52,518	小計	1,168,010	その他有価証券評価差額金	32,133	小計	32,133	繰延税金資産の純額	1,135,876千円
未払費用	371,686千円																																																				
未払事業税	48,985																																																				
その他	20,502																																																				
小計	441,173																																																				
小計	-																																																				
繰延税金資産の純額	441,173																																																				
長期未払費用	1,275,508																																																				
役員退職慰労引当金	356,412																																																				
その他	37,328																																																				
小計	1,669,249																																																				
その他有価証券評価差額金	32,321																																																				
小計	32,321																																																				
繰延税金資産の純額	1,636,928千円																																																				
未払費用	456,569千円																																																				
未払事業税	15,881																																																				
その他	17,331																																																				
小計	489,782																																																				
小計	-																																																				
繰延税金資産の純額	489,782																																																				
長期未払費用	1,033,933																																																				
役員退職慰労引当金	81,558																																																				
その他	52,518																																																				
小計	1,168,010																																																				
その他有価証券評価差額金	32,133																																																				
小計	32,133																																																				
繰延税金資産の純額	1,135,876千円																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69 %</td> </tr> <tr> <td>（調整）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正</td> <td style="text-align: right;">6.24 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 0.42 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">46.51 %</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	6.24 %	その他	- 0.42 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.51 %																																										
法定実効税率	40.69 %																																																				
（調整）																																																					
法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正	6.24 %																																																				
その他	- 0.42 %																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.51 %																																																				

<p style="text-align: center;">第16期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）</p>
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度以降、平成27年3月31日までに終了する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.01%、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は156,460千円減少し、その他有価証券評価差額金が2,268千円、法人税等調整額が158,728千円それぞれ増加しております。</p>
<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>	<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第16期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

第16期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,155,324	6,524,566	5,720,903	23,400,795

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
20,628,449	2,772,345	23,400,795

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第17期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

第17期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	9,262,739	5,636,349	5,514,145	20,413,234

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
18,556,174	1,857,060	20,413,234

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第16期
（自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ザ・ゴールド マン・サ ックス・ グループ・ インク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業 員報酬の 配賦	営業費用及び 一般管理費 （注1）	119,593	未払費用	40,141
							株式従業員報 酬（注1）	124,855	長期未払 費用	116,408
親会社	ゴールドマ ン・サック ス・アセッ ト・マネジ メント・エ ル・ピー	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	22 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬 （注2）	1,154,351	未収収益	138,806
							その他営業収 益（注2）	5,677,633		
							委託調査費の 支払（注2）	4,138,814		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第16期
(自平成22年4月1日
至平成23年3月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港 区	83,616 百万円	金融商品取 引業		業務委託 役員の兼 任 有価証券 の購入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1) 受取利息	149,454 2,565,003 21,114	未払手数料 未払費用 有価証券 立替金	17,326 474,311 11,996,812 38
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・ジャパ ン・ホール ディングス有 限会社	東京都港 区	100 百万円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託		従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	7,056,607 11,019	未払費用 立替金 長期未払 費用	862,578 43,759 3,791,077
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメント ・ストラテ ジー・LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	41 百万ドル	投資顧問業		投資助言	運用受託報酬 (注3)	1,617,993	未収収益	365,104
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・グロー バル・サー ビス・サー ミテッド	ケイマン 諸島	33 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託		従業員出 向受入	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	434,078 63,231	未払費用 長期未払 費用	495,731 43,158

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

(注3) 運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第17期
(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	3,108 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬(注1)	56,181		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	316 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注2) 委託調査費の支払(注2)	5,452,985 4,318,795	未収入金	393,727

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第17期
(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス 証券株 式会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品 取引業		業務委託 役員の兼 任 有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)	2,304,783	有価証券	11,797,976
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ ジャパ ン・ホ ール ディン グス有 限会社	東京都 港区	100 百万円	ゴールド マン・サ ックス・ グルー プ人事・ 総務・ 施設管 理業務 受託		従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関 する人件費 等の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	5,339,280 171,617	未払費用 長期未払 費用	1,111,143 3,017,713
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス ・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ユタ州	19,214 百万ドル	銀行業		現金の預 入			現金・預 金	360,145
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ イン ベスト メント ・ストラ テジー・ LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク 州	32 百万ドル	投資顧問 業		投資助言			未払費用	212,193

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

（1株当たり情報）

第16期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）		第17期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	
1株当たり純資産額	2,419,847円31銭	1株当たり純資産額	2,164,700円82銭
1株当たり当期純利益金額	227,976円06銭	1株当たり当期純利益金額	212,776円18銭
損益計算書上の当期純利益	1,459,046千円	損益計算書上の当期純利益	1,361,767千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,459,046千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,361,767千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

1. 中間財務諸表
 (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第18期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		2,254,055	
有価証券		8,198,673	
支払委託金		38	
未収入金		4,896	
未収委託者報酬		1,452,209	
未収運用受託報酬		1,474,882	
未収収益		164,140	
立替金		94,352	
繰延税金資産		405,374	
流動資産計		14,048,625	68.9
固定資産			
投資その他の資産			
投資有価証券		5,015,540	
長期差入保証金		10,000	
繰延税金資産		1,325,987	
その他		66	
投資その他の資産計		6,351,594	
固定資産計		6,351,594	31.1
資産合計		20,400,220	100.0

区分	注記 番号	第18期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		328	
未払金		476,081	
未払費用		1,186,141	
未払法人税等		557,382	
その他	* 1	62,788	
流動負債計		2,282,722	11.2
固定負債			
長期未払費用		3,403,146	
役員退職慰労引当金		222,911	
その他固定負債		650	
固定負債計		3,626,708	17.8
負債合計		5,909,430	29.0

区分	注記 番号	第18期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
		金額	構成比
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		13,601,156	
利益剰余金合計		13,601,156	
株主資本合計		14,481,156	71.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		9,633	
評価・換算差額等合計		9,633	
純資産合計		14,490,789	71.0
負債・純資産合計		20,400,220	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第18期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		4,773,984	
運用受託報酬		2,887,405	
その他営業収益		2,479,576	
営業収益計		10,140,966	100.0
営業費用及び一般管理費		9,078,365	89.5
営業利益		1,062,601	10.5
営業外収益	* 1	77,171	0.8
営業外費用		26	0.0
経常利益		1,139,746	11.2
税引前中間純利益		1,139,746	11.2
法人税、住民税及び事業税		539,744	5.3
法人税等調整額		79,476	0.8
中間純利益		679,477	6.7

重要な会計方針

項目	第18期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第18期中間会計期間末 (平成24年9月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第18期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)				
* 1 営業外収益のうち主要なもの	<table><tr><td data-bbox="619 304 1023 338">株式報酬</td><td data-bbox="1023 304 1369 338">67,996千円</td></tr><tr><td data-bbox="619 342 1023 376">受取利息</td><td data-bbox="1023 342 1369 376">8,994千円</td></tr></table>	株式報酬	67,996千円	受取利息	8,994千円
株式報酬	67,996千円				
受取利息	8,994千円				

（リース取引関係）

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（金融商品関係）

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,254,055	2,254,055	-
有価証券			
其他有価証券	8,198,673	8,198,673	-
未収委託者報酬	1,452,209	1,452,209	-
未収運用受託報酬	1,474,882	1,474,882	-
投資有価証券	5,015,540	5,015,540	-

金融商品の時価の算定方法

投資有価証券以外の上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券につきましては、投資信託のため、直近の基準価額によっております。

（有価証券関係）

第18期中間会計期間末（平成24年9月30日）

其他有価証券

区分	種類	取得原価 （千円）	中間貸借対照表 計上額（千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	600,000	615,540	15,540
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	4,400,000	4,400,000	-
	コマーシャル・ペーパー	8,198,673	8,198,673	-

（デリバティブ取引関係）

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	4,773,984	2,887,405	2,479,576	10,140,966

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
9,260,912	880,054	10,140,966

海外の外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第18期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	
1株当たり純資産額	2,264,185円88銭
1株当たり中間純利益金額	106,168円35銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	
(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	679,477千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	679,477千円
差 額	-
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第18期中間会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2011年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	316.8百万米ドル (24,629百万円、 1米ドル=77.74円)	GSAMニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2012年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2012年3月末日現在)

名称	取扱いコース	資本金の額	事業の内容
株式会社群馬銀行	円コース 通貨分散コース	48,652百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社武蔵野銀行	通貨分散コース	45,743百万円	
香港上海銀行 ^{*1}	通貨分散コース	32,140百万香港ドル (340,044百万円 1香港ドル=10.58円) 11,733百万米ドル (964,376百万円 1米ドル=82.19円)	
株式会社ジャパネット銀行	通貨分散コース	37,250百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	円コース 通貨分散コース	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
カブドットコム証券株式会社	円コース 通貨分散コース	7,196百万円	
野村證券株式会社 ^{*1}	円コース 通貨分散コース	10,000百万円	
SMB C日興証券株式会社	円コース 通貨分散コース	10,000百万円	
楽天証券株式会社	円コース 通貨分散コース	7,495百万円	
ふくおか証券株式会社	通貨分散コース	2,198百万円	
ワイエム証券株式会社	通貨分散コース	1,270百万円	
マネックス証券株式会社	通貨分散コース	7,425百万円	

*1 新規のお申込みのお取扱いは行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

GSAMニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、ファンドの募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する

る事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A Mニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2012年5月25日	臨時報告書（円コース）
2012年7月13日	臨時報告書（通貨分散コース）
2012年8月10日	有価証券届出書
2012年8月10日	有価証券報告書
2012年8月27日	臨時報告書（円コース）
2012年10月15日	臨時報告書（通貨分散コース）

独立監査人の監査報告書

平成24年12月12日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS 日本株・プラス（円コース）の平成24年5月11日から平成24年11月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS 日本株・プラス（円コース）の平成24年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年12月12日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS日本株・プラス（通貨分散コース）の平成24年5月11日から平成24年11月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS日本株・プラス（通貨分散コース）の平成24年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年5月29日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。